

# 令和4・5年度札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会 ひとり親家庭等自立促進計画作業WG委員名簿

所属	職名等	氏名
北海道児童養護施設協議会	顧問	大場信一
北海道大学大学院教育学研究院	准教授	加藤 弘通
弁護士		椎木 仁美
北星学園大学短期大学部生活創造学科	教授	藤原 里佐
札幌市母子寡婦福祉連合会	理事長	箭原 恭子
母子生活支援施設もいわ荘	施設長	猪狩 ふみの
北海道労働局職業安定部職業安定課	課長補佐	村山 光明

(敬称略)

# ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート(母子家庭)

父子家庭には女性に限定された事業以外は同様の内容で、寡婦には同様の内容から子どもに関する設 問を除いた調査票によりアンケート調査を実施しました。

# 1 あなたとご家族の状況について

質問 1 あなたの年齢を教えてください。あてはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてください。

1.	~19	歳	2.20~24 歳	3.25~29 歳	4.30~34 歳
5.	35~39	歳	6.40~44 歳	7.45~49 歳	8.50~54 歳
9.	55~59	歳	10.60~64 歳	11.65 歳以上	

質問2 あなたのお子さんの生年月について、元号に〇をつけ、四角の中に数字を記入してください。また、性別、同居の別、就学・就労状況欄のあてはまるもの1つに〇をつけてください。

生年月	性別	同居の別	就学・就労状況
1. 平成2. 令和 年 月生	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 幼保連携型認定こども園 5. 小学校 6. 中学校 7. 高校 8. 高専・専門学校等 9. 短大 10. 大学 11. 大学院 12. 就労 13. その他( )
1. 平成2. 令和	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居 2. 別居	1. 未就園       2. 保育所         3. 幼稚園       4. 幼保連携型認定こども園         5. 小学校       6. 中学校         7. 高校       8. 高専・専門学校等         9. 短大       10. 大学         11. 大学院       12. 就労         13. その他(       )
1. 平成2. 令和	1. 男 2. 女 3. その他 4. 答えたくない	1. 同居2. 別居	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 幼保連携型認定こども園 5. 小学校 6. 中学校 7. 高校 8. 高専・専門学校等 9. 短大 10. 大学 11. 大学院 12. 就労 13. その他( )

1.	あなたの父	Z. Ø	あなたの母	$S. \omega$	なたの兄弟姉妹	
4.	あなたの祖父	5. a	あなたの祖母	6. その	の他(	)
問 4	あなたを含めて	、同居されてい	る方全員の人数を記	2入してくださ	ر١ <sub>°</sub>	
		人				
			した学校)について		00000000000000	
7.	こさい。(例:局位	父を中述返字し	た場合は、「1.中	子校」にひをつ	りげてください	)
1.	中学校	 2.高校	3. 高専・耳		4. 短大	
5. 引6	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて	6. 大学院 の生活(家計や-	7. その他 子育て等)に不安を	( ・感じています <sub>7</sub>	か。あてはまる	もの
5. <b>引6</b>	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている	6. 大学院 の生活(家計や- ください。	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか	( ・感じています <i>ז</i> かといえば感じ	) か。あてはまる ている	もの
5. <b>写6</b> 1. 3.	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえな(	6. 大学院 の生活(家計や- ください。	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか	( ・感じています <sub>7</sub>	) か。あてはまる ている	もの
5. 1. 3.	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている	6. 大学院 の生活(家計や- ください。	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか	( ・感じています <i>ז</i> かといえば感じ	) か。あてはまる ている	もの
5. <b>1</b> . 3. 5.	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえな( 感じていない	6. 大学院 の生活(家計や ください。	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか	( ・感じていますが かといえば感じで かといえば感じで	) か。あてはまる ている ていない	
5. <b>引6</b> 1. 3. 5.	大学 あなたは、今後の 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえなの 感じていない 現在、あなたが	6. 大学院 の生活(家計や <sup>-</sup> ください。 ハ	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか 4. どちらか	( ・感じていますか かといえば感じないといえば感じないといえば感じな	か。あてはまる ている ていない に <u>O</u> をつけてく	
5. <b>1</b> . 3. 5.	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえない 現在、あなたが 住居	6. 大学院 の生活(家計や ください。 か 困っていること 2. 家	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか 4. どちらか	( ・感じていますが かといえば感じで かといえば感じで まるものすべて 3. イ	) か。あてはまる ている ていない に <b>〇</b> をつけてく	
5. <b>引6</b> 3. 5.	大学 あなたは、今後の 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえなの 感じていない 現在、あなたが 住居 子育て	6. 大学院 の生活(家計や ください。 か 困っていること 2. 家 5. 家	7. その他 子育で等)に不安を 2. どちらか 4. どちらか について、あてはる 計	( ・感じていますが かといえば感じないといえば感じない。 まるものすべて 3. 何 6. p	か。あてはまる ている ていない に〇をつけてく 仕事 自分の健康	
5. 引。 3. 5. 引。 4. 7.	大学 あなたは、今後( 1 つに〇をつけて 感じている どちらともいえない 現在、あなたが 住居	6. 大学院 の生活(家計や ください。 か 困っていること 2. 家 5. 家 8. 新	7. その他 子育て等)に不安を 2. どちらか 4. どちらか	( ・感じていますが かといえば感じないといえば感じない。 まるものすべて 3. 何 6. p	) か。あてはまる ている ていない に <b>〇</b> をつけてく	
5. 1. 3. 5. 1. 4. 7.	大学 あなたは、今後の 1 つに〇をつけて 感じている どちらいない 現在、あなたが 住居 子育の健康	6. 大学院 の生活(家計や ください。 か 困っていること 2. 家 5. 家 8. 新	7. その他 子育で等)に不安を 2. どちらか 4. どちらか について、あてはる 計 いかの親族の健康	( ・感じていますが かといえば感じないといえば感じない。 まるものすべて 3. 何 6. p	か。あてはまる ている ていない に〇をつけてく 仕事 自分の健康	

**質問8** あなたの困ったときや悩みの相談相手について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 親	2. 親以外の親族
3. 友人·知人	4. 交際相手
5. 職場の同僚や上司	6. 保育所や学校等の先生
7. 区役所等の相談員	8. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体
9. インターネットサイトやSNSへの書き込み	10. その他(
11. 特にいない	

# 質問9 あなたの現在の健康状態等について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 健康である	2. 通院している
3. 入院中である	4. 通院していないが体調が悪い
5. 障がい認定を受けている(難病をのぞく)	6. 指定難病の認定を受けている
7. その他(	

# 質問 10 次のAからFの質問について、あなたはここ 1 か月の間はどのようであったか、 $A \sim F$ のそれぞれについてあてはまるもの1つにOをつけてください。

	いつも	たいてい	ときどき	少しだけ	まったくない
A 神経過敏に感じましたか ※1	1	2	3	4	5
B 絶望的だと感じましたか	1	2	3	4	5
C そわそわ、落ち着かなく感 じましたか	1	2	3	4	5
D 気分が沈み込んで、何が 起こっても気が晴れないよう に感じましたか	1	2	3	4	5
E 何をするのも骨折りだと感じましたか※2	1	2	3	4	5
F 自分は価値のない人間だ と感じましたか	1	2	3	4	5

 $_{\sim}$ 1 神経過敏…外部からの刺激が過剰に感じられ、苦痛や不快を感じること

# <u>質問 11</u> お子さんの健康・発達の状況についておたずねします。あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1.	通院している病気がある子がいる	2.	入院している子がいる
3.	通院していないが体調が悪い子がいる	4.	障がいがある子がいる(難病をのぞく)
5.	指定難病の認定を受けている子がいる	6.	発達に遅れのある子がいる
7.	1~6にあてはまる子はいない(みんな健康で	である	3)
8.	その他(		)

<sup>※2</sup> 骨折り …苦労だと感じること

# くこの質問は、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 12-1</u> あなたの小学校入学前のお子さんは、日中、どこで過ごされていますか。主なもの 1つに○をつけてください。

1. 自宅	2. あなたの親の家
3. あなたの親以外の親族の家	4. あなたの友人・知人の家
5. お子さんの友人・知人の家	6. 保育所等の保育施設
7. 幼稚園	8. 幼保連携型認定こども園
9. その他(	)

# **<同じく、小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします>**

<u>質問 12-2</u> あなたの小学校入学前のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの<u>すべてに</u>O をつけてください。

1. 発達・健康	_	2. 教育·進路
3. しつけ・家庭内ルールが守られない		4. 保育所等での生活
5. 交友関係		6. 希望した保育所に預けられない
7. その他(	)	8. 特にない

# くこの質問は、小学校低学年(1~3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

質問 13-1 あなたの小学校低学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

1. 自宅	2. あなたの親の家
3. あなたの親以外の親族の家	4. あなたの友人・知人の家
5. お子さんの友人・知人の家	6. クラブ活動
7. 習い事・塾	8. 児童会館・放課後児童クラブ
9. その他(	)

# <同じく、小学校低学年(1~3年生)のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 13-2</u> あなたの小学校低学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるものすべてにO をつけてください。

1. 発達・健康		2. 教育・進路
3. しつけ・家庭内ルールが守られない		4. 学校での生活
5. 交友関係		6. 非行·不良行為
7. 会話の時間が持てない		8. 親子関係
9. ひとり親になった理由の伝え方		10. 不登校・ひきこもり
11. その他(	)	12. 特にない

# くこの質問は、小学校高学年(4~6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 14-1</u> あなたの小学校高学年のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの1つに○をつけてください。

1. 自宅2. あなたの親の家3. あなたの親以外の親族の家4. あなたの友人・知人の家5. お子さんの友人・知人の家6. クラブ活動7. 習い事・塾8. 児童会館・放課後児童クラブ9. その他()10. わからない

# <同じく、小学校高学年(4~6年生)のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 14-2</u> あなたの小学校高学年のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの<u>すべてに</u>〇 をつけてください。

1. 発達・健康		2. 教育・進路
3. しつけ・家庭内ルールが守られない		4. 学校での生活
5. 交友関係		6. 非行・不良行為
7. 会話の時間が持てない		8. 親子関係
9. ひとり親になった理由の伝え方		10. 不登校・ひきこもり
11. その他(	)	12. 特にない

# <この質問は、中学生のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 15-1</u> あなたの中学生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの<u>1つに</u> ○をつけてください。

1. 自宅		2. あなたの親の家
3. あなたの親以外の親族の家		4. あなたの友人・知人の家
5. お子さんの友人・知人の家		6. 部活動
7. 習い事・塾		8. 児童会館
9. その他(	)	10. わからない

# **<同じく、中学生のお子さんがいる方におたずねします>**

<u>質問 15-2</u> あなたの中学生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの<u>すべてに</u>〇をつけてください。

1. 発達・健康	2. 教育・進路	
3. しつけ・家庭内ルールが守られない	4. 学校での生活	
5. 交友関係	6. 非行・不良行為	
7. 会話の時間が持てない	8. 親子関係	
9. ひとり親になった理由の伝え方	10. 不登校・ひきこもり	
11. 就職	12. その他(	)
13. 特にない		

# <この質問は、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 16-1</u> あなたの高校生のお子さんは、放課後、どこで過ごされていますか。主なもの<u>1つに</u> ○をつけてください。

1. 自宅		2. あなたの親の家
3. あなたの親以外の親族の家		4. あなたの友人・知人の家
5. お子さんの友人・知人の家		6. 部活動
7. 習い事・塾		8. 児童会館
9. その他(	)	10. わからない

### <同じく、高校生のお子さんがいる方におたずねします>

<u>質問 16-2</u> あなたの高校生のお子さんに関する悩みについて、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 発達・健康	2. 教育・進路	
3. しつけ・家庭内ルールが守られない	4. 学校での生活	
5. 交友関係	6. 非行・不良行為	
7. 会話の時間が持てない	8. 親子関係	
9. ひとり親になった理由の伝え方	10. 不登校・ひきこもり	
11. 就職	12. その他( )	
13. 特にない		

# くここからは、皆さまにおたずねします>

<u>質問 17</u> あなたが、お子さんと一緒に朝食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまる 60.100 をつけてください。

1. ほとんど毎日	2. 週の半分くらい	3. ほとんどない

<u>質問 18</u> あなたが、お子さんと一緒に夕食をとるのは、週のうち何日くらいですか。あてはまる 60.100 をつけてください。

;			
1. ほとんど毎日	2. 週の半分くらい	3. ほとんどない	

<u>質問 19</u> あなたが病気等のとき、お子さんやあなたの身の回りの世話をどなたに頼みますか。主なもの1つにOをつけてください。

1. あなたの親(同居)		2. あなたの親(別居)
3. 親以外の親族		4. 友人・知人
5. 職場の同僚や上司		6. 札幌市母子寡婦福祉連合会の支援員
7. ホームヘルパー		8. さっぽろ子育てサポートセンター
9. こども緊急サポートネットワーク		10. 児童施設などの一時入所
11. その他(	)	12. 特にいない

質問 20 あなたが、お子さん ださい。	かに期待する最終学歴につ	ハて、あてはまるもの <u>1つに〇</u> をつ	つけてく
1. 中学校	2. 高校	 3. 高専・専門学校等	
4. 短大	5. 大学	6. 大学院	
7. わからない	8. その他(	)	
2 住居の状況について			
<b>質問 21</b> あなたの現在のお住	きまいについて、あてはまる	らもの <u>1つに</u> 0をつけてください。	
1. 持ち家(あなた名義	) 2. 持	ち家(あなた名義以外)	
3. 借家・アパート・賃	貸マンション 4. 公	営住宅等(都市再生機構や公社を	<u>F</u> 含む)
5. 親の家に同居	6. 親	以外の親族の家に同居	
7. その他(	)		
 ください。 	いを決めるうえで、何を重	要視しますか。主なもの <u>1つに〇</u> を	をつけて
1. 家賃	2. 子どもの通園・	通学 3. 通勤	
4. 部屋の広さ・間取り	5. 建物の新しさ	6. 周囲の環境	
7. その他(	)		
く <b>この質問は、転居を検討る</b> 質問 23 あなたの希望する朝		・ <b>ます&gt;</b> つに〇をつけてください。	
1. 持ち家(一戸建、分	譲マンション) 2	 . 借家・アパート・賃貸マンショ	1 <b>ン</b>
3. 公営住宅等(都市再	生機構や公社を含む) 4	. 親の家に同居	
5. 親以外の親族の家に	同居		
6. その他(	)		
i			
3 仕事の状況について			
質問 24 あなたのひとり親家	『庭になる前の雇用形態につ	oいて、主なもの <u>1つに〇</u> をつけてく	ください。
1. 正社員・正職員	2	. パート・アルバイト	
3. 派遣社員・契約社員	4	. 会社・団体等の役員	
5. 自営業・フリーラン	ス 6	. 家族従事者	
7. 内職	8	. 働いていない	
		-	

# 質問 25 あなたの現在の雇用形態について、主なもの1つにOをつけてください。

1. 正社員・正職員		2. パート・アルバイト
3. 派遣社員·契約社員		4. 会社・団体等の役員
5. 自営業・フリーランス		6. 家族従事者
7. 内職		8. 働いていない
9. その他(	)	

# <この質問は、現在働いている方におたずねします>

質問 26 あなたの現在の仕事への悩みや不安について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてくだ さい。

1. 朝が早い		2. 帰りが遅い
3. 通勤時間が長い		4. 勤務時間が長い
5. 子の送り迎えの時間と合わない		6. 残業が多い
7. 夜勤や交代勤務がある		8. 収入が少ない
9. 資格を活かせない		10. 雇用や身分が不安定
11. 昇給・昇進が遅い		12. 仕事の内容が合わない
13. 職場の人間関係		14. ハラスメントを受けている
15. 子どもと接する時間が持てない		16. 休みが取りにくい
17. その他(	)	18. 特にない

# <同じく、現在働いている方におたずねします>

**質問 27** あなたは、現在の仕事について、どのように考えていますか。あてはまるもの<u>1つに〇</u>をつけてください。

1. 現在の仕事を続けたい	2. 仕事を変えたい	
3. 仕事をやめたい	4. その他(	)

# <この質問は、現在働いていない方におたずねします>

**質問 28** あなたが仕事に就いていない理由について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1. 子どもの預け先が見つからない	2. 自分の病気や怪我	
3. 親の世話・介護	4. 親以外の親族の世話・介護	
5. 条件の合う仕事が見つからない	6. 資格取得等のため学校に通っている	
7. 働かなくても生活できている	8. その他(	)

# <この質問は、現在求職中の方と転職を考えている方におたずねします>

<u>質問 29</u> あなたは、どのような雇用形態の仕事に就きたいと考えていますか。あてはまるもの 1つにOをつけてください。

1. 正社員・正職員	2. パート・アルバイト	
3. 派遣社員・契約社員	4. 会社・団体等の役員	
5. 自営業・フリーランス	6. 家族従事者	
7. 内職	8. その他(	)

# くここからは、皆さまにおたずねします>

質問30 下の表のア〜モの資格について、「持っているもの」「現在の仕事に役立っているもの」「今 後取得したいもの」それぞれ、あてはまるものすべてに〇をつけてください。

		資格・免許	持っているもの	現在の仕事に 役立っているもの	今後取得したいもの
記	+.	介護福祉士		(2)	3
記載例	ク.	保育士	1	2	3
例	ケ.	理学療法士・作業療法士	1	2	(3)
	ア.	自動車一種免許(普通)	1	2	3
	イ.	自動車二種免許(大型・小型)	1	2	3
	ウ.	教員	1	2	3
	工.	幼稚園教諭	1	2	3
	才.	看護師	1	2	3
	力.	准看護師	1	2	3
	+.	介護福祉士	1	2	3
	ク.	保育士	1	2	3
	ケ.	理学療法士・作業療法士	1	2	3
	⊐.	言語聴覚士	1	2	3
	サ.	歯科衛生士·歯科技工士	1	2	3
	シ.	はり師・きゅう師	1	2	3
	ス.	柔道整復師	1	2	3
	セ.	臨床検査技師・臨床工学技師	1	2	3
	ソ.	診療放射線技師	1	2	3
	タ.	視能訓練士	1	2	3
	チ.	義肢装具士	1	2	3
	ツ.	自動車整備士	1	2	3
	テ.	美容師・理容師	1	2	3
	١.	調理師·製菓衛生師	1	2	3
	ナ.	保健師·助産師	1	2	3
	Ξ.	栄養士	1	2	3
	ヌ.	社会福祉士	1	2	3
	ネ.	精神保健福祉士	1	2	3
	ノ.	あん摩マッサージ師	1	2	3
	Λ.	医療事務	1	2	3
	ᆫ.	ホームヘルパー	1	2	3
	フ.		1	2	3
	<b>^</b> .	パソコン・Web 関係(例:MOS 資格(※)、Web デザイナー検定 など)	1	2	3
	木.	その他( )	1	2	3
	₹.		1	2	3
ļ	<u> </u>	その他( )	1	2	3
		その他( )	1	2	3
	メ.	-	1	2	3
		その他( )	1	2	3

<sup>※</sup>ワード、エクセルなどの利用スキルを証明する資格

質問 31 あなたが、子育てをしながら働きやすくなるために、勤務先に望むこと<u>すべてに〇</u>をつ けてください。

- 1. 勤務時間の短縮
- 3. フレックスタイム制度※1 の導入
- 5. 子の看護休暇※2の充実
- 7. 資格取得等(スキルアップ※3) に対する援助 8. 正社員登用制度※4 の導入
- 9. テレワーク(在宅勤務)の導入
- 11. 事業所内託児の導入
- 13. 特にない

- 2. 残業時間の縮減
- 4. 休暇取得を促進させる仕組み
- 6. 子育て費用の援助
- 10. 勤務地、担当業務への配慮
- 12. その他
- ※1 自分で労働時間や始業時間等を設定できる制度
- ※2 病気やけがをした子どもの世話をするための休暇
- ※3 仕事を行う上での能力の向上
- ※4 派遣社員や契約社員、パート、アルバイトなどから正社員になることができる制度

# 4 家計の状況について

質問 32 あなたの世帯(同居のご家族全員)のふだんの家計について、もっとも近いもの1つに ○をつけてください。(住宅ローンや車のローンも支出に含めてお答えください)

- 1. 黒字であり毎月貯金している
- 2. 黒字であるが貯金はしていない
- 3. 黒字でも赤字でもなくぎりぎりである 4. 赤字であり貯金をとりくずしている
- 5. 赤字であり借金をして生活をしている 6. わからない

**質問 33** 過去 1 年間に、経済的な理由で、次のようなことがありましたか。①~⑧のそれぞれ について、あてはまるもの1つにOをつけてください。

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった、 支払 <b>う</b> 必要がない
① 家族が必要とする食材が 買えなかった	1	2	3	4
② 家族が必要とする衣服を買えなかった	1	2	3	4
③ 電気・ガス・水道などの 支払いができなかった	1	2	3	4
④ 家賃・住宅ローンが支払 えなかった	1	2	3	4
⑤ 学校や幼稚園・保育園へ の支払いができなかった	1	2	3	4
⑥ あなたの病院への受診を 控えた	1	2	3	4
⑦ 子どもの病院への受診を 控えた	1	2	3	4
⑧ 親や親族、友人との会食などの付き合いを控えた	1	2	3	4

質問 34 あなたの世帯 (同居のご家族全員) の昨年 1 年間の総収入について、あてはまるもの 1つに〇をつけてください。

収入には、給与や年金のほか、児童手当、児童扶養手当、養育費(よういくひ)※、生活保護費などを含みます。給与は税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

1年間の金額が分からない場合は1か月分の金額を12倍するなどして計算してください。

- 1.150 万円未満
- 3.200 万円以上 250 万円未満
- 5.300 万円以上350 万円未満
- 7.400 万円以上 450 万円未満
- 9.500万円以上

- 2.150 万円以上 200 万円未満
- 4.250 万円以上300 万円未満
- 6.350 万円以上400 万円未満
- 8.450 万円以上500 万円未満

※養育費:離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 35 あなたご自身の昨年1年間の就労収入について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。 就労収入には、年金や児童手当、児童扶養手当、養育費、生活保護費などを含みません。税金や保険料などが引かれる前の金額で計算してください。

- 1.50 万円未満
- 3.100万円以上150万円未満
- 5. 200 万円以上 250 万円未満
- 7.300 万円以上350 万円未満
- 9.400 万円以上 450 万円未満
- 11.500万円以上

- 2.50 万円以上 100 万円未満
- 4.150 万円以上 200 万円未満
- 6.250 万円以上300 万円未満
- 8.350万円以上400万円未満
- 10. 450 万円以上 500 万円未満

質問 36 あなたの世帯 (同居のご家族全員) の収入の種類について、主なものから順に3つまで番号を記入してください。

1. 給与収入

- 2. 年金
- 3. 家賃・利子などの収入

)

- 4. 親・親族からの援助
- 5. 養育費
- 6. 児童手当

- 7. 児童扶養手当
- 8. 生活保護費
- 9. その他(

# <この質問は、小学生から高校生のお子さんがいる方におたずねします>

質問 37 あなたの、お子さんお一人にかかる教育費の1か月当たりの平均金額を記入してください。お子さんの該当する学校の種類ごとにご記入いただき、例えば、小学生のお子さんが2人いる場合は、平均の額を記入してください。塾や習い事に通っていない場合は、イの欄に0を記入、または、空白のままとしてください。

	1. 小学生		2. 中学生		3. 高校生	
ア. 学校にかかるお金 (教材費、給食費等)	約	円	約	円	約	円
イ. 学校以外にかかるお金 (塾・習い事)	約	円	約	円	約	円

# 5 養育費の受取状況などについて

11. その他(12. 特にない

質問 38	あなたがひとり親家庭になった理由について、あてはまるもの1つに○をつけてくた	ごさい。	0

1.	離婚	2.	未婚	
3.	死別	4.	その他(	)

質問39 ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったことはなんですか。 あてはまるものすべてに〇をつけてください。

- 住宅を探すこと
   仕事を探すこと
   当面の生活費を確保すること
   子どもが転校・転園先になじめなかったこと
   子どもの保育園を探すこと
   自分が心身の健康をくずしたこと
   子どもが心身の健康をくずしたこと
   相談先や利用できる制度がわからなかったこと
   元配偶者からの暴力
   離婚に係る協議のこと
- <u>質問 40</u> ひとり親家庭での生活をはじめるにあたり、相談又は利用したところはありますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。

)

1. 家庭裁判所2. 弁護士・司法書士3. 区役所・保健センターの相談窓口4. ひとり親家庭支援センター5. 札幌市配偶者暴力相談センター6. 北海道立女性相談援助センター7. NPO等の相談機関8. 法テラス9. 親10. 親以外の親族11. 友人・知人12. 職場の同僚や上司13. その他() 14. 相談も利用もしていない

# くここから質問 50 までは、質問 38 で「1.離婚」と答えた方におたずねします。ひとり親家庭になった理由が「離婚以外」の方は質問 51 にお進みください>

質問 41 あなたが離婚したとき、財産(ざいさん)分与(ぶんよ)※はありましたか。あてはまるもの1つに〇をつけてください。

1.	財産分与があった	2.	財産分与はなかった
3.	財産自体がなかった	4.	相手の借金を払うこととなった
5.	その他(	)	

※財産分与:婚姻中の夫婦の財産を、離婚に伴って個人の財産に分けること

# くこの質問は、質問 41 で「1. 財産分与があった」を選んだ方におたずねします>

質問 41-1 財産分与の額について、あてはまるもの1つにOをつけてください。

1.50 万円未満	2.50 万円以上 100 万円未満
3.100万円以上300万円未満	4.300万円以上500万円未満
5.500万円以上700万円未満	6.700万円以上1,000万円未満
7 1000 万円以上	8 わからない

<u>質問 42</u> あなたが離婚したとき、養育費(よういくひ)※の取決めをしましたか。あてはまるもの 1つに〇をつけてください。

- 1. 文書を交わして取り決めをしている
- 2. 文書は交わしていないが、取り決めをしている
- 3. 取決めはしていない
- 4. 話し合い自体していない

※養育費:離婚後、子どもの衣食住・教育などのために子どもと離れている親が支払う費用

質問 43 あなたが離婚したとき、養育費の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 親	2. 親以外の親族
3. 友人·知人	4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体
5. 区役所等の相談員	6. 弁護士
7. 家庭裁判所	8. その他( )
9. 誰にも相談しなかった	

質問 44 あなたは、現在、養育費を受け取っていますか。あてはまるもの1つに〇をつけてください。

- 1. 現在も定期的に受け取っている
- 2. 不定期だが現在も受け取っている
- 3. 過去に受け取ったことがあるが現在は受け取っていない
- 4. 受け取ったことがない
- 5. その他( )

<この質問は、質問 42 で「1.文書を交わして取り決めをしている」または、「2.文書は交わしていないが、取り決めをしている」を選んだ方におたずねします>

質問45 お子さん一人当たりの取決めの額について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1.1万円未満	2.1万円以上2万円未満	
3.2万円以上3万円未満	4.3万円以上4万円未満	
5.4万円以上5万円未満	6.5万円以上6万円未満	
7.6万円以上7万円未満	8.7万円以上8万円未満	
9.8万円以上	10. 金額を決めていない	
11. 子どもの成長により変動する	12. その他(	)

# くこの質問は、質問 42 で「3. 取決めはしていない」または、「4. 話し合い自体していない」を選んだ方におたずねします>

<u>質問 46</u> あなたが、養育費の取決めをしていない理由について、あてはまるもの<u>すべてに〇</u>をつけてください。

1.	自分の収入等で経済的に問題がなかった
2.	養育費を請求できることを知らなかった
3.	相手に支払う意思や能力がないと思った
4.	相手が応じようとしなかった
5.	相手と関わりたくなかった
6.	取決めの交渉をしたが、まとまらなかった
7.	現在交渉中または今後交渉予定

)

質問 47 あなたが離婚したとき、面会(めんかい)交流(こうりゅう)※の取決めをしましたか。あてはまるもの1つにOをつけてください。

- 1. 文書を交わして取り決めをしている
- 2. 文書は交わしていないが、取り決めをしている
- 3. 取決めはしていない

8. その他(

4. 話し合い自体していない

※面会交流:離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること

<u>質問 48</u> あなたが離婚したとき、面会交流の取決めについて誰かに相談しましたか。あてはまる ものすべてに〇をつけてください。

1. 親	2. 親以外の親族	
3. 友人・知人	4. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団	]体
5. 区役所等の相談員	6. 弁護士	
7. 家庭裁判所	8. その他(	)
 9. 誰にも相談しなかった		

質問 49 あなたは、現在、面会交流を行っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1.月2回以上	2. 月1回程度	
3.2~3か月に1回程度	4.4~5か月に1回程度	
5.1年に1回程度	6. 過去に行ったことがあるが、現在は行ってい	いない
7. 行ったことがない	8. その他(	)

# <この質問は、質問 47 で「3. 取決めはしていない」または、「4. 話し合い自体していない」を選んだ方におたずねします>

<u>質問 50</u> あなたが、面会交流の取決めをしていない理由について、あてはまるもの<u>すべてに</u>〇を つけてください。

- 1. 子どもの連れ去りや虐待の恐れがある
- 2. 面会交流の取決めをできることを知らなかった
- 3. 子どもが会いたがらない
- 4. 相手が応じようとしなかった
- 5. 相手と関わりたくなかった
- 6. 相手が養育費を支払わないから
- 7. 取決めをしなくても交流できている
- 8. 取決めの交渉をしたが、まとまらなかった
- 9. 現在交渉中または今後交渉予定
- 10. その他(

# 6 支援制度について

阿問 51 下記の制度はひとり親家庭等を支援するための制度です。あなたは下記の制度を利用したことがありますか。ア〜サそれぞれについて、「利用したことがある」「利用したことはないが、知っている」「知らない」のいずれか1つに○をつけてください。

		利用した ことがある	利用したことはないが 知っている	知らない
記載例	区役所の母子・婦人相談員	1	2	3
例	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	2	3
ア.	区役所の母子・婦人相談員	1	2	3
イ.	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	2	3
ウ.	自立支援教育訓練給付金	1	2	3
エ.	高等職業訓練促進給付金	1	2	3
オ.	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付金	1	2	3
カ.	ひとり親家庭高等学校卒業 程度認定試験合格支援事業	1	2	3
+.	母子生活支援施設	1	2	3
ク	養育費確保支援事業	1	2	3
ケ.	ひとり親家庭支援センター	1	2	3
⊐.	ひとり親家庭等日常生活支援 事業	1	2	3
サ.	ひとり親家庭学習支援ボラン ティア事業	1	2	3

<sup>※</sup>ア~クは各区役所、ケ~サは札幌市母子寡婦福祉連合会で御案内しています。

#### 【各制度の説明】

#### ア. 区役所の母子・婦人相談員

各区の保健センターで、専門の相談員がひとり親家庭等の福祉向上のために様々な相談を受けています。

#### イ. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、お子さんの修学資金など 12 種類の資金を無利子または低利子で貸付けする制度です。

#### ウ. 自立支援教育訓練給付金

就業を目指して資格取得のために教育訓練講座を受けるひとり親家庭の親に給付金(受講費用の一部)を支給する制度です。

#### 工. 高等職業訓練促進給付金

看護士等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親に、生活の負担軽減を 図り、資格取得を促進するための給付金(非課税世帯 100,000 円/月、課税世帯 70,500 円 /月、上限4年)を支給する制度です。

# オ. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金

資格取得を目指して養成機関に通うひとり親をさらに後押しするため、準備費用が多く掛かる入学時と就職時に資金の貸付けを行う制度です。

エの高等職業訓練促進給付金の受給者を対象に、入学準備金(上限 50 万円)と就職準備金(上限 20 万円)の貸付けを受けることができます。

### カ. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、より良い条件での就職や 転職につなげることを目的に、給付金(高卒認定講座の受講料等の一部)を支給する制度 です。

#### キ. 母子生活支援施設(旧名称:母子寮)

生活や住宅、就職、子育て等に困難のある母子世帯が入所し、自立のための支援を行う施設です。

札幌市内に5施設あり、入所している母子に対して、生活の場を提供するとともに、自立のための相談や指導などを行っています。

# ク. 養育費確保支援事業

養育費の確保を支援するため、裁判外紛争解決手続きの利用、公正証書の作成、養育費保証 計画に関する費用の一部について補助を行っています。

### ケ.ひとり親家庭支援センター

専門の相談員による生活や養育費等の相談、教育講座の開催のほか、就業に係る相談や就職 あっせんなどを行っている施設です。札幌市社会福祉総合センター(中央区大通西 19 丁 目)の1階にあり、ひとり親家庭等の方であればどなたでも利用できます。

#### コ、ひとり親家庭等日常生活支援事業

修学や疾病等の理由で生活援助や保育サービスが必要な場合に、各ご家庭に家庭生活支援員 を派遣する制度です。

生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方は無料で、児童扶養手当支給水準の世帯の方は1時間当たり150円、それ以上の所得の方は一時間あたり300円で利用できます。

#### サ. ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

小学校3年生~中学校3年生を対象に、大学生等のボランティアが学習支援や進路相談を行っています。

札幌市内 10 か所(各区1か所)を会場に、土曜日もしくは日曜日の週1回2時間程度開催しています。

※より詳しくお知りになりたい方は札幌市のホームページ「さっぽろ子育て情報サイト」でご確認ください。

(いますか。めにはまるものすべてにひをづけてください。	
1. 広報さっぽろ	2. 札幌市のホームページ
3. さっぽろ子育てアプリ	4. 札幌市ひとり親家庭公式 LINE
5. SNS(フェイスブックやツイッターなど)	6. インターネット検索
7. 区役所窓口(母子婦人相談員等)	8. 札幌市母子寡婦福祉連合会等の支援団体

10. 家族や友人からの情報

) 12. 特にない

質問 52 あなたは、ひとり親家庭等への支援策等の情報を得るためにどのようなものを参考にし

<u>質問 53</u> あなたは、市のひとり親家庭等への支援施策で不足していると感じているものがありますか。支援施策で特に充実を望むものに〇をつけてください。(複数回答可)

1. 相談窓口の充実	2. 資格取得への支援	
3. 就職の支援	4. 貸付制度の充実	
5. 家庭での家事や子育て支援の充実	6. 子どもの学習支援の充実	
7. 学費や入学金などの就学援助の充実	8. 保育所の優先入所	
9. 子どもを預けられる制度の充実	10. 公営住宅の優先入所	
11. 税控除等の拡大	12. 医療助成制度の充実	
13. 年金制度の充実	14. 養育費確保のための施策	
15. 面会交流への支援	16. その他(	)
 17. 特にない		

# 7 新型コロナウイルス感染症について

9. テレビ・新聞等

11. その他(

<u>質問 54</u> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あなたの生活や体調はどのような影響を 受けたか、あてはまるもの<u>すべてに</u>〇をつけてください。

1. 体調をくずした・くずしやすくなった
2. 気持ちが沈みがちになった
3. 病院にかかりにくくなった
4. 子育てや子どもに使う時間が増えた
5. 子どもに注意したり怒ったりすることが増えた
6. 友人や知人に相談ごとをする機会が減った
7. その他( )
8. あてはまるものはない

<u>質問 55</u> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、あなたのお子さんはどのような影響を受		
けたか、あてはまるもの <u>すべてに〇</u> をつけて	てください。	
1. 学習に支障がでた		
2. 習い事などに支障がでた		
3. 遊びや友だちづきあいに支障がでた		
4. 生活リズムがくずれた		
5. 体力が落ちたり、ケガをしやすくなった		
6. 精神的に不安定になったり、ふさぎ込むことが増えた		
7. 当てはまるものはない		
8. その他( )		
<現在働いている方におたずねします> 質問 56 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に	より あかたの仕事が受けた影響について あ	
てはまるものすべてに〇をつけてください。		
1. 自ら仕事をやめた	2. 会社から解雇された	
3. 勤め先が廃業・倒産した	4. 勤務日数や労働時間が減った	
5. 勤務日数や労働時間が増えた	6. 一時的に仕事を休んだ・休業した	
7. 給料の不払いや支払いの遅れがあった	8. その他(	
9. 当てはまるものはない		
<u> </u>	「ださい。(例:「○○の制度が役に立った」、「○	
○で困った」、「○○の制度があると良い」が		

# | 第4次計画の施策の実施状況

第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画(平成30年度~令和4年度)に掲げる各施策について、実施状況を次のとおり整理しました。なお、令和2年度(2020年度)~令和4年度(2022年度)の実績は、一部新型コロナウイルス感染症の影響により例年と大きく数値が異なる部分があります。

### | 基本目標1 子育て・生活支援の充実

#### 基本施策1 子育て支援の推進

|母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

#### 1 子育てサロン

全ての子育で中の親子が気軽に集い、親子同士の自由な交流や情報交換ができ、遊び等を通じた地域の人たちとふれあいの中で、子育ての悩みや不安を解消する場である地域主体の子育でサロンに加え、常設子育でサロンの設置を推進しました。また、サロンの利用の促進を図るため、ホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。

#### 実績

#### 【子育てサロン開催実績】 ・地域主体の子育てサロン

平成30年度:163か所(利用者数62,234人) 令和元年度:177か所(利用者数58,436人) 令和2年度:179か所(利用者数10,661人) 令和3年度:172か所(利用者数11,494人) 令和4年度:158か所(利用者数27,350人)

#### ・ひろば型常設子育てサロン

平成 30 年度:16 か所(利用者数 57,785 人) 令和元年度:16 か所(利用者数 50,523 人) 令和2年度:16 か所(利用者数 33,464 人) 令和3年度:16 か所(利用者数 33,888 人) 令和4年度:16 か所(利用者数 45,451 人)

#### ・児童館型子育てサロン

平成30年度:102か所(利用者数281,179人) 令和元年度:103か所(利用者数225,306人) 令和2年度:103か所(利用者数139,287人) 令和3年度:103か所(利用者数85,919人) 令和4年度:103か所(利用者数170,402人)

#### ・まちなかキッズサロンおおどりんこ

平成 30 年度: 利用者数 26,601 人 令和元年度 : 利用者数 21,666 人 令和 2 年度 : 利用者数 6,462 人 令和 3 年度 : 利用者数 7,352 人 令和 4 年度 : 利用者数 14,310 人

#### ② 区保育・子育て支援センター (ちあふる)

全ての子育で家庭に対する子育で支援の充実を図るため、保育機能に加え、常設子育でサロンなどの様々な機能を持つ、区保育・子育で支援センター(ちあふる)を拡充しました。

# 【ちあふる整備実績】

平成31年度

市内9か所目となる「ちあふる・あつべつ」開設 令和5年4月1日「中央区保育・子育て支援センター(ちあふる・ちゅうおう)」の開設により、全10 区に設置完了

#### ③ 子育て支援総合センター

地域社会全体による子育で支援を推進するため、全市の子育で支援事業の拠点施設である子育で支援総合センターによる支援を推進しました。年末年始以外の毎日開館し、親子の交流の場である常設の子育でサロンや子育で講座の開催、安心して子育でができる情報の提供など、ひとり親家庭を含む全での子育で家庭を対象とした支援の充実を図りました。

※「中央区保育・子育て支援センター(ちあふる・ちゅうおう)」の開設により、令和5年3月31日閉館。

#### 4 こそだてインフォメーション(旧:子育で情報室)

各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談のほか、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設、子どもに関する各種制度等の情報提供を行いました。

#### ⑤ 保育所の優先入所

ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動中や就職後における保育所入 所の優遇制度(選考における評点の加点)を引き続き 実施しました。

#### ⑥ ニーズに応じた保育施設等の整備

保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、 幼稚園等から幼保連携型認定こども園への移行、老朽 化した既存保育所の増改築整備、保育所・幼保連携型 認定こども園・地域型保育事業の新規整備を行いまし た。

#### ⑦ 保育サービスの充実

#### <時間外保育>

保護者の就労形態の多様化等に対応するため、夕刻 1時間又は 2時間の時間外保育を推進しました。

#### <休日保育>

現に認可保育所等に入所している児童について、日曜・祝日に常態的に勤務する保護者のために、休日保育を推進しました。

#### <一時預かり>

保護者が就労やリフレッシュ等の理由により保育が必要な場合に児童を一時的に預かる一時預かりを推進しました。

#### 【子育て支援総合センター利用実績】

・常設子育でサロン利用者数 平成30年度: 36,642人 令和元年度: 29,534人 令和2年度: 8,195人 令和3年度: 5,814人 令和4年度: 13,259人

·利用者支援事業(情報提供、相談、個別支援)

平成 30 年度: 1,652 件 令和元年度: 2,431 件 令和 2 年度: 1,118 件 令和 3 年度: 1,496 件 令和 4 年度: 2,057 件

#### 【こそだてインフォメーション利用者数】

平成30年度: 49,547組(96,000人) 令和元年度: 47,368組(88,230人) 令和2年度: 27,549組(50,968人) 令和3年度: 26,615組(46,952人) 令和4年度: 24,882組(49,339人)

#### 【認可保育施設等の利用定員数】

平成 30 年度: 31,147 人 令和元年度 : 32,518 人 令和 2 年度 : 34,218 人 令和 3 年度 : 35,610 人 令和 4 年度 : 35,860 人

#### 【時間外保育実施施設数】

平成 30 年度: 410 施設令和元年度: 442 施設令和 2 年度: 480 施設令和 3 年度: 510 施設令和 4 年度: 527 施設

#### 【休日保育実施施設数】

平成 30 年度: 7 施設 令和元年度: 9 施設 令和 2 年度: 11 施設 令和 3 年度: 12 施設 令和 4 年度: 12 施設

#### 【一時預かり定員数】

平成 29 年度: 4,316 人 平成 30 年度: 4,800 人 令和元年度: 5,948 人

令和2年度 : 6,119 人 令和3年度 : 7,146 人 令和4年度 : 8,488 人

#### <病後児保育>

病気回復期にあり集団保育ができない児童を医療機 関に付設した専用施設で一時的に保育する病後児保育 を推進しました。

#### <夜間保育>

午前 0 時 (一部施設は午後 10 時) までの保育を実施しました。

#### 8 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と援助したい人とで会員 組織を作り、保育所等への送迎やその後の預かりなど 日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポート センター事業」と、緊急時や病児・病後児の預かりに 対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事 業」を推進しました。併せて、病児・病後児預かり時 の負担を軽減するための補助制度を実施しました。

#### 【病後児保育(病後児デイサービス)実施実績】

平成 30 年度: 6 施設(利用者延べ 2,122 人)令和元年度: 6 施設(利用者延べ 2,218 人)令和 2 年度: 6 施設(利用者延べ 857 人)令和 3 年度: 6 施設(利用者延べ 1,687 人)令和 4 年度: 7 施設(利用者延べ 1,488 人)

#### 【夜間保育実施施設数】

市内3施設で実施

#### 【利用登録会員数】

平成 30 年度: 10,907 人 令和元年度: 13,486 人 令和 2 年度: 15,132 人 令和 3 年度: 16,058 人 令和 4 年度: 16,859 人

#### 【さっぽろ子育てサポートセンター派遣件数】

平成 30 年度: 10,025 件 令和元年度: 10,272 件 令和 2 年度: 6,498 件 令和 3 年度: 5,319 件 令和 4 年度: 4,426 件

#### 【札幌市こども緊急サポートネットワーク派遣件数】

平成 30 年度: 1,742 件 令和元年度: 1,698 件 令和 2 年度: 246 件 令和 3 年度: 433 件 令和 4 年度: 475 件

#### ④ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)

ひとり親家庭を含めた子育で家庭の保護者が病気や 出産、出張等により一時的に養育できなくなった場合 に、児童養護施設等において児童を預かる子育て短期 支援事業(子どもショートステイ)を推進しました。

#### 【子どもショートステイ利用延べ日数】

平成 30 年度: 2,973 日 令和元年度: 2,878 日 令和 2 年度: 1,796 日 令和 3 年度: 1,456 日 令和 4 年度: 1,351 日

#### 施策の概要及び実施状況

#### 実績

#### ① 母子・婦人相談員

各区に母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭等の相談に応じました。また、利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました

② 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結び付ける体制の強化(子どものくらし支援コーディネート事業)

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援や、重層的な見守りへとつなげる事業を実施しました。

#### 3 ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による心療相談を実施しました。また、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行いました。相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行いました。

#### 4 ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行いました。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知を行いました。

#### 【母子·婦人相談件数】

平成 30 年度: 3,979 件 令和元年度: 2,361 件 令和 2 年度: 2,835 件 令和 3 年度: 3,029 件 令和 4 年度: 2,888 件

#### 【コーディネーター巡回対象地区】

平成 30 年度: 6 区 30 地区 令和元年度: 10 区 50 地区 令和 2 年度: 10 区 61 地区 令和 3 年度: 市内全域 令和 4 年度: 市内全域

#### 【相談受理件数】

平成 30 年度: 374 件 令和元年度: 460 件 令和 2 年度: 288 件 令和 3 年度: 293 件 令和 4 年度: 188 件

#### 【支援継続件数】

平成 30 年度: 292 件 令和元年度: 738 件 令和 2 年度: 605 件 令和 3 年度: 687 件 令和 4 年度: 584 件

#### 【一般相談 (延べ件数)】

平成 30 年度: 母子 1,811 件、寡婦 410 件、

父子 308 件

令和元年度 : 母子 2,024 件、寡婦 642 件

父子 411 件

令和2年度 : 母子2,057件、寡婦456件

父子 531 件

令和3年度 : 母子2,187件、寡婦626件

父子 302 件

令和4年度 : 母子 2,012 件、寡婦 771 件

父子 255 件

#### 【派遣実績(延べ回数)】

・平成30年度: 157回 ・令和元年度: 238回 ・令和2年度: 313回 ・令和3年度: 351回 ・令和4年度: 353回

#### 5 母子生活支援施設

生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設(市内5施設)において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図りました。

#### 6 市営住宅入居の優遇措置

ひとり親家庭の市営住宅への入居申込みに際して、 抽選時の当選確率を高めるなどの優遇措置(一般世帯 比3倍)を引き続き実施しました。また、一部市営住 宅において、ひとり親家庭を含めた子育て家庭に配慮 した募集を行いました。

#### 位宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進めました。

#### 8 ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、助成金の支給等の支援を行いました。

#### 【ひとり親世帯、多子世帯、児童養育世帯専用申込枠】

平成 30 年度: 26 戸 令和元年度: 30 戸 令和 2 年度: 30 戸 令和 3 年度: 26 戸 令和 4 年度: 25 戸

#### 【住宅確保用配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録 数】

平成 30 年度: 19 戸(12 棟) 令和元年度: 51 戸(32 棟) 令和 2 年度: 2,670 戸(425 棟) 令和 3 年度: 2,872 戸(453 棟) 令和 4 年度: 3,034 戸(479 棟)

#### 【認証取得企業数(累計)】

平成 30 年度: 326 社 令和元年度: 465 社 令和 2 年度: 609 社 令和 3 年度: 764 社 令和 4 年度: 884 社

#### 【助成金支給件数(累計)】

平成 30 年度: 182 件 令和元年度: 198 件 令和 2 年度: 233 件 令和 3 年度: 314 件 令和 4 年度: 406 件

#### 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進

|母子、父子、寡婦 |

### 施策の概要及び実施状況

#### 地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた 取組

子どもが安心して過ごすことのできる、地域の子どもの居場所づくりを推進するため、子ども食堂を立ち上げる場合、機能拡充をする場合の費用の一部を補助しました。また、市ホームページへの市内子ども食堂一覧の掲載や子どもの居場所づくりガイドブックの活用などにより、居場所の利用、支援や開設に向けた情報提供を行いました。

### 実績

【子ども食堂活動支援補助金交付決定団体数】

令和2年度:11 団体 令和3年度:14 団体 令和4年度:16 団体

#### ② 放課後の居場所づくりの推進

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図りました。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図りました。

#### ③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の小学3年生から中学生の子どもに 大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習 習慣の定着と基礎的な学力の向上を図るとともに、進 学や進路等の相談を行うなど、ひとり親家庭が不安感 を解消できる居場所を提供しました。

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の 学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができ るよう、高卒認定試験合格のための講座(通信講座を 含む。)を受け、これを修了したとき及び合格したとき に受講費用の一部を支給しました。

#### 5 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童(満 15歳に到達した日以後の最初の年度末まで)に児童手当を支給しました。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施しました。

#### 6 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満 18 歳に到達した日以後の最初の年度末まで児童扶養手当を支給しました。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し(年3回から年6回)を行いました。

#### 7 就学援助

小・中学生がおり、児童扶養手当を受給している世 帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学 用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用 の一部を助成しました。また、支給費目の追加など制 度の充実に取り組みました。

#### 【小学校等と併設した児童会館(新規整備)】

平成 30 年度: 4 館

(栄西小はんのき、上野幌、石山、澄川) 令和元年度 : 3 館(東白石、羊丘、発寒) 令和2年度 : 2 館(エルムの森、常盤)

令和3年度 : 3館(中央、発寒南さくら、二十四軒)

令和4年度 :1館(苗穂·本町)

【放課後の居場所のある小学校区数】 193 小学校区で放課後児童クラブを実施

#### 【参加児童延べ人数及び開催回数】

平成 30 年度: 4,746 人、476 回 令和元年度: 3,491 人、437 回 令和 2 年度: 3,056 人、393 回 令和 3 年度: 1,503 人、227 回 令和 4 年度: 2,484 人、461 回

#### 【児童手当受給者数】

平成 30 年度: 131,532 人 (児童数 207,102 人) 令和元年度: 130,129 人 (児童数 205,025 人) 令和 2 年度: 128,793 人 (児童数 202,985 人) 令和 3 年度: 127,228 人 (児童数 200,385 人) 令和 4 年度: 119,127 人 (児童数 186,853 人)

#### 【児童扶養手当受給者数】

平成 30 年度: 21,024 人 (児童数 28,931 人) 令和元年度: 19,034 人 (児童数 27,029 人) 令和 2 年度: 18,570 人 (児童数 26,508 人) 令和 3 年度: 18,143 人 (児童数 25,858 人) 令和 4 年度: 17,409 人 (児童数 24,812 人)

#### 【対象児童生徒数】

平成 30 年度: 小学生 12,072 人、中学生 6,725 人 令和元年度: 小学生 11,642 人、中学生 6,475 人 令和 2 年度: 小学生 11,607 人、中学生 6,469 人 令和 3 年度: 小学生 11,353 人、中学生 6,522 人 令和 4 年度: 小学生 10,966 人、中学生 6,321 人 上記のほか、小学校入学者に対する入学準備金の入学 前支給を実施。

#### 8 札幌市奨学金

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修 学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を 支給しました。

#### 9 札幌市特別奨学金

技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を 有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯 の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給しま した。

#### 【奨学生採用人数】

平成 30 年度 :高校等 1,055 人、大学等 251 人令和元年度 :高校等 1,037 人、大学等 254 人令和 2 年度 :高校等 1,240 人、大学等 260 人令和 3 年度 :高校等 1,240 人、大学等 260 人令和 4 年度 :高校等 1,240 人、大学等 260 人

#### 【特別奨学金受給者数】

平成 30 年度: 203 人 令和元年度: 237 人 令和 2 年度: 205 人 令和 3 年度: 186 人 令和 4 年度: 146 人

# 基本目標 2 就業支援の充実

#### 基本施策1 就業相談・就業機会創出等の推進

|母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

#### ○ ひとり親家庭等就業支援センター

ひとり親家庭等就業支援センターの各事業を推進し、ひとり親家庭等の就労による自立の促進を図りました。

#### <就業相談・職業紹介>

就労に関する悩み事などの相談に応じるとともに、ハローワークと連携して就業経験や適性などに応じた求人情報を提供する職業紹介業務を推進しました。

#### <就業支援講習会>

就職に有利な資格取得や能力開発を目的とする就業支援講習会や、就職等に必要な知識、心構えなどを身に付けるための就職準備・離転職セミナー等、就業のための講座の充実を図りました。

#### <母子・父子自立支援プログラム>

個々のひとり親家庭の実情に応じた、きめ細かな就業 等の支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業 を推進しました。

# <企業への訪問活動>

ひとり親家庭等の就業を促進するため、企業への訪問を積極的に行い、雇用への理解と協力を求めました。

#### 【相談延べ件数】

実績

平成 30 年度: 6,508 件 令和元年度 : 6,372 件 令和 2 年度 : 5,583 件 令和 3 年度 : 5,896 件 令和 4 年度 : 5,530 件

#### 【開講講座数、参加人数】

平成 30 年度: 17 講座、222 人 令和元年度: 17 講座、148 人 令和 2 年度: 9 講座、69 人 令和 3 年度: 11 講座、80 人 令和 4 年度: 18 講座、143 人

#### 【策定人数(就職決定者内数)】

平成 30 年度: 15 人(14 人) 令和元年度: 9 人(8 人) 令和 2 年度: 1 人(1 人) 令和 3 年度: 5 人(3 人) 令和 4 年度: 36 人(26 人)

#### <関係機関との連携>

ハローワーク、札幌市就業サポートセンター、母子・婦 人相談員等と日常的に連携を図り、ひとり親家庭等の就 業支援を推進しました。

#### <広報>

ひとり親家庭等就業支援センターで行っている支援業務について、ホームページやパンフレット等により幅広 く周知を図りました。

#### ② 職業紹介業務の推進

ハローワークと民間職業紹介業者が共同窓口を設置し、無料の職業紹介や求職者を対象としたセミナー、カウンセリング、職場体験などを行う「就業サポートセンター」、ハローワークによる無料職業相談、相談員による職業相談やカウンセリングなどを行う「あいワーク」において、職業紹介業務等を推進しました。

#### 3 ひとり親家庭就業機会創出事業

ひとり親家庭の個々の状況に応じた就業先が見つかるよう、ひとり親家庭に理解がある企業を開拓し、その採用に意欲のある企業とのマッチングの場を提供する合同就職説明会を開催しました。また、就業機会の拡充を図るとともに、幅広く制度の周知を行い利用の促進を図りました(平成31年度に「ひとり親家庭スマイル応援事業」に名称変更)。

#### 4 母子・父子福祉団体への支援

公的施設内における自動販売機・売店等の設置や清掃事業の委託等の優先的な事業発注により、母子・父子福祉団体の基盤拡充に向けた支援を行いました。また、ひとり親家庭等の交流の場となっている母子・父子福祉団体の会員拡大への支援を行いました。

#### 【就業サポートセンター(あいワーク)利用者数】

平成 30 年度: 113,372 人 令和元年度: 107,060 人 令和 2 年度: 90,114 人 令和 3 年度: 82,817 人 令和 4 年度: 66,611 人

#### 【就業サポートセンター(あいワーク)就職者数】

平成 30 年度: 5,996 人 令和元年度 : 5,318 人 令和 2 年度 : 4,303 人 令和 3 年度 : 4,198 人 令和 4 年度 : 4,086 人

#### 【参加企業数、参加人数】

平成 30 年度: 40 社、211 人 令和元年度: 20 社、106 人

令和2年度 : 27 社、85 人(オンライン開催) 令和3年度 : 38 社(求人掲載)、127 人 令和4年度 : 41 社(求人掲載)、173 人

#### 【優先的な事業発注】

毎年、自動販売機の設置及び清掃業務の優先的な事業発注について理解を求める文書を公的施設所管部署に発出。

#### 【団体への支援】

「ひとり親家庭スマイル応援事業」の実施会場で、母子・父子寡婦福祉団体のブースを出展。

#### 基本施策2 資格・技能習得等の支援の推進

| 母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

### 1 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の就業をより効果的に促進することを目的として、自ら就業を目指して職業能力の開発を推進するため雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭に対し、教育訓練終了後に、入学料及び受講料の一部を給付金として支給しました。

#### 【給付金支給実績】

実績

平成 30 年度: 1,463 千円 (32 人) 令和元年度: 2,203 千円 (50 人) 令和 2 年度: 6,849 千円 (53 人) 令和 3 年度: 7,516 千円 (44 人) 令和 4 年度: 10.895 千円 (57 人)

#### ② 高等職業訓練促進給付金事業

保育士や看護師等の資格取得を目的とする養成機関を利用する際の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、1年制以上(令和3年度以降は6か月以上)の養成機関で受講する期間の給付金を支給するとともに、対象資格の追加などにより、利用の促進を図りました。

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)

#### 4 就業サポートセンター事業

求職者の早期就労実現のため、資格取得や職場実習を 通した就職の支援を推進しました。

#### 【促進給付金支給実績】

平成 30 年度: 131,075 千円 (120 人) 令和元年度: 164,063 千円 (132 人) 令和 2 年度: 139,335 千円 (108 人) 令和 3 年度: 197,520 千円 (192 人) 令和 4 年度: 251,112 千円 (234 人)

#### 【修了支援給付金】

平成 30 年度: 1,450 千円 (32 人) 令和元年度: 1,325 千円 (29 人) 令和 2 年度: 2,050 千円 (50 人) 令和 3 年度: 1,925 千円 (42 人) 令和 4 年度: 3,725 千円 (84 人)

#### 【スキルアップ講座参加者数】

平成 30 年度: 178 人 令和元年度: 163 人 令和 2 年度: 202 人 令和 3 年度: 111 人 令和 4 年度: 158 人

#### 【職場体験実施日数】

平成 30 年度: 254 日 令和元年度: 202 日 令和 2 年度: 121 日 令和 3 年度: 52 日 令和 4 年度: 141 日

#### 基本施策3 女性のための就業支援の推進

| 母子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

#### 女性の再就職への支援 (女性の多様な働き方支援窓口運営事業)

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して 就労や保育などの様々な面における不安解消をサポート し、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひ とりの状況に応じた相談支援を実施しました。

また、就業サポートセンターにおいて、女性を含む求職者 の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の 状況に応じた相談を実施しました。

# ② 女性の活躍サポートの推進

女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行いました。

# 実績

【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合】

平成 30 年度: 32.0% 令和元年度: 61.3% 令和 2 年度: 46.7% 令和 3 年度: 50.3% 令和 4 年度: 72.5%

#### 【スキルアップ講座参加者数(再掲)】

平成 30 年度:178 人 令和元年度:163 人 令和 2 年度:202 人 令和 3 年度:111 人 令和 4 年度:158 人

#### 【セミナー等開催回数(参加者数)】

平成 30 年度: 9回(412 人) 令和元年度: 6回(496 人) 令和 2 年度: 3回(49 人) 令和 3 年度: 7回(109 人) 令和 4 年度: 7回(112 人)

#### ③ 女性起業家の育成事業

起業を目指す女性が情報交換等を行うことができるコワーキングスペースの運営や、託児付き起業セミナーを開催するほか、他の関係機関等との連携により経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施しました。

#### 【女性向けコワーキングスペース利用延べ人数】

平成 30 年度: 1,697 人 令和元年度: 1,604 人 令和 2 年度: 1,207 人 令和 3 年度: 1,191 人 令和 4 年度: 1,156 人

#### 【起業セミナー開催回数 (参加者数)】

平成 30 年度: 2回(23 人) 令和元年度: 2回(58 人) 令和 2 年度: 7回(102 人) 令和 3 年度: 5回(92 人) 令和 4 年度: 3回(58 人)

#### 【相談会開催回数(参加者数)】

平成 30 年度: 2回(23人) 令和元年度: 2回(28人)

令和2年度:-

令和3年度 : 4回(12人)

令和4年度:-

#### 

産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施しました。

# 【「ここシェルジュ SAPPORO」相談件数】

【ワーキング・マタニティスクール開催実績】

平成30年度:全6回(延べ参加者数318人)

令和元年度 :全5回(延べ参加者数 253 人)

令和2年度 :全3回(延べ参加者数99人)

令和3年度 :全3回(延べ参加者数95人)令和4年度 :全6回(延べ参加者数438人)

平成 30 年度: 323 件 令和元年度: 470 件 令和 2 年度: 931 件 令和 3 年度: 1,421 件 令和 4 年度: 1,887 件

【就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合(再掲)】

平成 30 年度: 32.0% 令和元年度: 61.3% 令和 2 年度: 46.7% 令和 3 年度: 50.3% 令和 4 年度: 72.5%

# ⑤ 働くことへの不安解消への支援

働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して 就労や保育などの様々な面における不安解消をサポート し、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひ とりの状況に応じた相談支援を行う「ここシェルジュ SAPPORO」を平成30年度に開設しました。

#### 基本施策4 働きやすい環境づくりの推進

|母子、父子、寡婦|

- ① 保育所の優先入所(再掲)
- ② 保育サービスの充実(再掲)
- 3 ファミリー・サポート・センター事業(再掲)
- △ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)(再掲)
- 5 ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)

- ⑤ ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度(再掲)
- が課後の居場所づくりの推進(再掲)

# ▲本目標3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進

#### 基本施策1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化

|母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

### ● 母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を 図るため、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡 し等を行いました。また、養育費相談支援センター等の 研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の 充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向 上の啓発に努めました。

# ② ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談

生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しました。また、弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました

#### 実績

#### 【養育費・面会交流に係る相談件数】

平成 30 年度: 276 件 令和元年度: 275 件 令和 2 年度: 284 件 令和 3 年度: 539 件 令和 4 年度: 571 件

#### 【養育費・面会交流に係る相談件数】

平成 30 年度: 一般相談 162 件、特別相談 67 件令和元年度: 一般相談 200 件、特別相談 73 件令和 2 年度: 一般相談 191 件、特別相談 88 件令和 3 年度: 一般相談 178 件、特別相談 88 件令和 4 年度: 一般相談 170 件、特別相談 78 件

#### 基本施策2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進

|母子、父子、寡婦|

#### 施策の概要及び実施状況

#### ① 養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進しました。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めました。

#### 【養育費確保支援事業に関するチラシの配布】

令和 3 年度 :配布数 1530 部 令和 4 年度 :配布数 1530 部

# 基本目標4 経済的支援の推進

#### 基本施策1 給付型支援の実施

|母子、父子、寡婦|

#### 施策の概要及び実施状況

#### 実績

実績

- ① 児童手当(再掲)
- 2 児童扶養手当(再掲)

- ③ 自立支援教育訓練給付金事業(再掲)
- ④ 高等職業訓練促進給付金事業(再掲)
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)

#### (6) 災害遺児手当及び入学等支度資金

災害による遺児に将来への希望を与え、健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、災害による遺児を扶養している保護者に対し、災害 遺児手当及び入学等支度資金を支給しました。

- 7 就学援助(再掲)
- ⑧ 札幌市奨学金(再掲)
- 9 札幌市特別奨学金(再掲)

#### 【災害遺児手当受給者数】

平成 30 年度:68 人(児童数 97 人) 令和元年度:65 人(児童数 95 人) 令和 2 年度:69 人(児童数 100 人) 令和 3 年度:78 人(児童数 94 人) 令和 4 年度:64 人(児童数 90 人)

#### 基本施策 2 経済的負担の軽減

|母子、父子、寡婦 |

#### 施策の概要及び実施状況

#### 実績

#### ① 保育料の負担軽減措置

最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、第3子に加え、第2子についても保育料を無料化することで、 子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、ひとり親 家庭の保育料の負担を軽減しました。

#### ② ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上や福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の母親又は父親及びその子に係る医療費の一部を助成しました(子は入院及び通院、親は入院のみ対象)。

#### ③ JR 通勤定期の特別割引制度

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、 JR 通勤定期の料金が割引となる特定者用定期乗車券購入証明書を発行しました。

#### 【助成実績】

平成 30 年度: 266,466 件(624,268 千円) 令和元年度: 262,497 件(588,427 千円) 令和 2 年度: 216,605 件(518,055 千円) 令和 3 年度: 226,994 件(556,792 千円) 令和 4 年度: 232,836 件(548,693 千円)

#### 基本施策3 貸付金による支援の推進

|母子、父子、寡婦|

#### 施策の概要及び実施状況

#### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等 12 種類の資金の貸付けを行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行いました。

# 実績

平成 30 年度: 65 件(43,871 千円) 令和元年度: 50 件(30,741 千円) 令和 2 年度: 43 件(16,205 千円) 令和 3 年度: 43 件(18,058 千円) 令和 4 年度: 48 件(20,360 千円)

【母子福祉資金貸付実績】

#### 【父子福祉資金貸付実績】

平成 30 年度: 3件(1,782 千円) 令和元年度: 1件(972 千円) 令和 2 年度: 4件(2,486 千円) 令和 3 年度: 1件(2,657 千円)

#### 【寡婦福祉資金貸付実績】

平成 30 年度: 4件(2,397 千円) 令和元年度: 4件(2,721 千円) 令和 2 年度: 8件(3,569 千円) 令和 3 年度: 4件(2,592 千円) 令和 4 年度: 5件(4,034 千円)

#### ② ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付けを行いました。

また、令和3年度より、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親を対象とした家賃相当の貸付けを 行いました。

#### 【促進資金貸付件数】

平成 30 年度: 34 件 令和元年度: 30 件 令和 2 年度: 29 件 令和 3 年度: 42 件 令和 4 年度: 38 件

#### 【住宅貸付件数】

令和3年度 : 2件 令和4年度 : 28件

# 基本目標5 利用者目線に立った広報の展開

#### 基本施策1 利用者目線に立った広報の展開

|母子、父子、寡婦|

#### 施策の概要及び実施状況

#### 必要な支援につなげるためのパンフレット等の作成

利用者の利便性に配慮し、各種支援制度や手続などの情報が必要なときに得られるよう、利用者の目的に合った広報に取り組みました。具体的には、「ひとり親家庭になったばかりの方」を対象にしたガイドブックを作成し、離婚届の提出窓口やひとり親相談窓口に配架し、制度利用の促進を図りました。

#### ② 必要とされる情報を確実に届ける広報の展開

各種支援制度の認知度の向上のため、情報と接する機会の少ない方にも必要としている情報を確実に届けられるよう、幅広い広報に取り組みました。具体的には、児童扶養手当の現況届の際に対象となる全世帯に制度案内を送付することなどを行いました。

#### 8 関係機関との情報連携の推進

北海道労働局やハローワーク等、ひとり親家庭等の支援 に関係する機関・団体等との情報連携を行いました。

#### 実績

【「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」発

行部数】

平成 30 年度: 8,000 部 令和元年度: 7,000 部

令和2年度 : 30,000 部 (児扶手現況届に同封)

令和3年度 : 10,000 部 令和4年度 : 10,000 部

#### 【児童扶養手当現況届同封チラシの発行部数】

平成 30 年度: 25,000 部 令和元年度: 25,000 部

令和2年度: なし(①のガイドブックを同封)

令和3年度 : 23,000 部 令和4年度 : 21,500 部

# ④ 子どもと関わる関係者への啓発等を通じた理解の促進

日頃から子どもと接する関係職員などへの研修や、地域 や支援機関への啓発などを通じて、子どもの貧困への理解 を深め、困難を抱えている世帯を把握し必要な支援に結び つけるための体制の推進に向けて取り組みました。

#### 【地域住民や学校関係者等に対する出前講座・研修】

平成 30 年度: 16 回 令和元年度: 9回

令和2年度: 4回(資料配布2回、動画配信2回)

令和3年度: 動画配信3回

令和4年度: 5回(うち動画配信2回)

※ 令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策により動画配信形式等を交えて実施

※ このほか、子どもの貧困についての関心や理解を 深めるためのシンポジウムを令和元年9月に開催

#### 5 子育て情報サイト及びアプリ

全ての子育で家庭が必要な情報を入手し、自分に合った サービスを利用できるよう、子育で情報に特化したウェブ サイト及びスマートフォンアプリにて、子育で情報を提供 しました。

#### 【子育て情報サイトの年間閲覧回数】

平成 30 年度: 2,695,886 回 令和元年度: 3,059,076 回 令和 2 年度: 3,707,614 回 令和 3 年度: 4,197,096 回 令和 4 年度: 4,409,626 回

⑤ こそだてインフォメーション(旧:子育て情報室)(再

掲)

# 札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性

# 1 趣旨

### (1) 母子生活支援施設の在り方検討について

#### ア 法の位置づけ

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援」するための児童福祉施設として児童福祉法第38条に規定されたもので、日々入所母子家庭に対して自立に向けた様々な支援を行っている。

札幌市では、これまで、経済的な困窮や心身の不調等で困難を抱える母親と子どもを一緒に受け入れ、自立のために必要な支援を行ってきており、現在札幌市内には公設 1 施設、民設 4 施設の計 5 施設がこうした役割を担っている。なお最近では平成 30 年(2018年)に1 施設休止(その後令和 3 年(2021年)に廃止)しており、現在の体制となっている。

#### イ 施設に関する最近の状況

建物の状況に関しては、平成30年(2018年)に1施設が改築されており、さらに令和4年(2022年)にも1施設が改築に着手している(令和5年(2023年)10月完成)一方で、建物の老朽化が進んでいる施設もあり、今後も施設の更新等が必要な状況である。

施設の利用状況については、生活スタイルの変化や施設環境(建物の古さ・設備・立地など)がなじまないこと、昨今ひとり親家庭支援施策が拡充されていることなどから、入所者数は減少傾向となっている。

また、公設施設である「札幌市しらぎく荘」については、建物設備の老朽化等の影響により、近年新規入所者もいないことなどから、令和5年度(2023年度)をもって休止することとしている。

#### ウ検討の目的

今回の母子生活支援施設の在り方を検討するに先立ち、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会で、「今後の施設整備においては単に既存の機能を置き換えるのではなく、子ども家庭福祉を取り巻く環境の変化を踏まえて札幌市としての目指すべき姿を検討すべき」とのご意見を頂いている。

母子家庭支援において、母子生活支援施設の母と子を一体として支援できるという特性を生かし、様々な困難を抱える母子家庭に対して必要な支援を行っていくためには、施設を取り巻く課題を整理し、今後の札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性を定め、これを踏まえた取組を推進していく必要がある。

また、必要な支援を継続的に提供するためには、その前提として各施設の運営が安定していることも重要である。多様化するニーズへの対応と運営の安定化及び施設の老朽化対応を並行して進め、札幌市における適切な規模のもとでの持続可能な支援体制の構築を目的として、今後の在り方の検討を行うものである。

# 2 母子生活支援施設の現状

# (1) 施設概要

市内 5 施設の設備概要等は以下のとおりである。なお最近の状況として、令和 2 年度 (2021年度) に 1 施設廃止をしており、また、令和 4 年度 (2022年度) からは 1 施設の改築に着手している。なお、札幌市しらぎく荘については令和 5 年度 (2023年度) をもって休止することとしている。

施設名	札幌市しらぎく荘	札幌あいりん荘	すずらん	伏見寮	もいわ荘
設置類型	公設公営 (業務委託)	民設民営	民設民営	民設民営	民設民営
設置主体	札幌市	社福)札幌愛隣 館	社福) 北海道社 会事業協会	社福) 札幌福祉 事業会	社福) 札幌もい わ会
	【業務委託先】 (公社)札幌市 母子寡婦福祉連 合会		<b>云</b> 尹 耒 励 云	尹耒云	42 <u>-</u> 5
築年月	昭和 49 年 4 月	平成 30 年 5 月	昭和 57 年 1 月	昭和63年9月	昭和54年9月
定員※1	20 世帯 (暫定 9)	20 世帯	20 世帯 (暫定 19)	20 世帯 (暫定 16)	20 世帯
入所世帯 数※2	5 世帯	20 世帯	16 世帯	13 世帯	13 世帯
建物の構 造	鉄筋コンクリー ト造 4 階建(う ち 3・4 階部分)	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄筋コンクリー ト造3階建	鉄骨造2階建	鉄筋コンクリー ト造3階建
間取り	6×4.5 畳	6×5 畳	6×6×4.5 畳	7×4.5×4.5 畳	6×4.5×3 畳
	流し付	流し、ガスコンロ付	流し付、ベラン ダ有	流し付、ベラン ダ有	流し付、ベラン ダ有
	風呂・トイレ共 同	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付	風呂・トイレ付
家電等の 設備	共用洗濯機有	ガスコンロ付、共用洗濯機有	各入居者が用意	各入居者が用意	共用洗濯機有
心理相談	-	-	0	-	-
工事等					令和4年度から 改築に着手

- ※1 暫定定員は令和5年度(2023年度)のもの。
- ※2 入所世帯数は令和5年(2023年)6月末時点。

#### (2) 母子生活支援施設への入所

母子生活支援施設への入所については、各区区役所保健センター(保健福祉部健康・子ども課)が相談窓口となっている。同課には母子・婦人相談員が配置されており、相談者の状況を聞き取り、施設での支援が必要と考えられる相談者に対して施設への入所を含めた助言等を行っている。相談者から入所の意向が示された際には、生活状況等の聞き取りを行う。また、相談者本人に施設見学をしてもらうなど、入所後に認識のずれが生じないように努めている。

## (3) 施設の機能

#### ア 職員配置

母子生活支援施設には「札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)」に規定される職員が配置されている。それぞれの主な業務内容は次のとおりである。

職種	配置員数	仕事内容
施設長	1人	各業務に関して統括的に責任を負い、施設運営や業務の効率化と改
【必置】		善に向けた取組を行う。
母子支援員	3人	生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子
【必置】		どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援を行う。
嘱託医	1人	入居者の健康診断等を行う。
【必置】		
少年指導員	2人	【少年指導員】子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や
【必置】		進路、悩み等への相談支援を行う。
兼事務員		【事務員】書類作成や備品管理を行う。
心理療法担当	2人まで	心的外傷等により心理療法を必要とする母子に、カウンセリング等
職員		の心理療法を行う。安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を
		図る。(現在すずらんにのみ配置)
個別対応職員	1人	虐待を受けた児童や保護者への援助等を行う。
保育士	1人	保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子
		どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニ
		ーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。

※配置基準は「令和5年度(暫定)札幌市母子生活支援施設措置費等支弁基準」によるもので、定員 20世帯の場合の配置員数

※職種で【必置】とされているもの以外は、入所者に該当する支援が必要な場合に配置

#### イ 施設における主な業務

母子生活支援施設では課題を抱えた母親と子の自立に向けた様々な支援を行っている。

# 【主な支援内容】

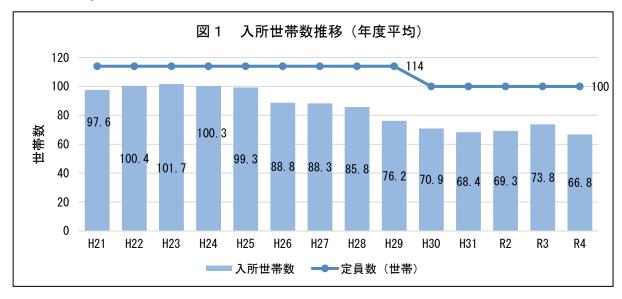
- ○養育·生活相談、就労相談
- ○生活支援
- ○自立支援計画の作成 (年2回の作成。その他随時面談)
- ○施設内学童保育、病児保育
- ○学習支援
- ○心理療法担当職員による面談(1施設)

こうした日常的な支援の他に、夏祭りやクリスマス会など各種行事の開催や、施設合同でのスキー遠足などの行事も開催している。

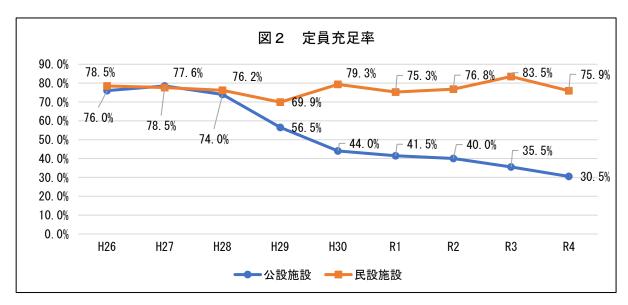
#### (4) 入所世帯の推移等

#### ア 入所世帯の推移

近年の入所世帯数は減少傾向となっている。これは、少子化等に伴う母子家庭数の減少のほか、生活様式の多様化により共同生活を伴う施設での生活が選ばれないケースがあること、母子家庭に対する他の支援施策が近年拡充していることなどが要因として考えられる。



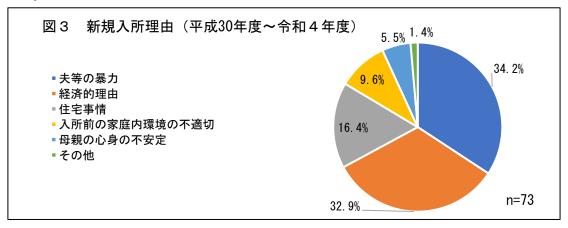
※平成 30 年 (2018 年) は、1 施設の改築により定員数が  $14\rightarrow 20$  世帯に増加したが、20 世帯定員の 1 施設が休止したことにより総定員数は  $114\rightarrow 100$  に減少



- ※定員充足率は定員数(世帯)に対する利用者数(世帯)の割合で、図2は各年度における平均値 ※公設施設は札幌市しらぎく荘の定員充足率
- ※民設施設はもいわ荘、すずらん、伏見寮、札幌あいりん荘及び平成30年(2018年)に休止した厚生 会母子ホームの5施設における定員充足率の平均
- ※あいりん荘は平成30年(2018年)の改築により定員数が14世帯から20世帯に増加

## イ 新規入所者の入所理由(主なもの1つ)

平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度)における入所73世帯の入所理由を見ると、「夫等の暴力」が34.2%で最も高く、次いで「経済的理由」32.9%となっている。



## ウ 退所理由(主なもの1つ)

平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度)における退所者84世帯の退所理由を見ると、「経済的自立」が23.8%で最も高く、次いで「再婚・復縁・パートナーとの同居」16.7%、「施設環境に合わなかった」13.1%となっている。

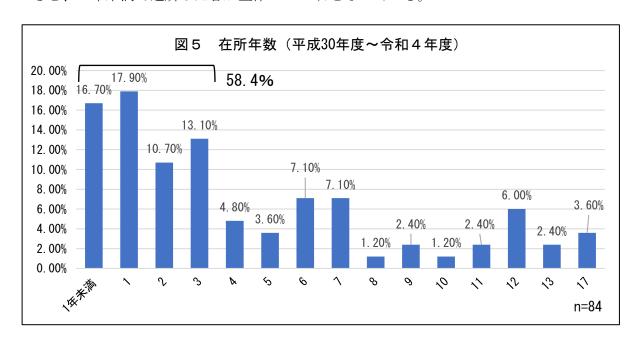
【図4 退所理由】

		総計	割合
	経済的自立	20	23. 8%
	再婚・復縁・パートナーと同居	14	16. 7%
	施設環境に合わなかった	11	13. 1%
\ <u></u>	実家に居住	10	11. 9%
退 所 理 由	公営住宅へ入居	10	11. 9%
理由	子が 18 歳	5	6.0%
ш	子の進学・進級	5	6.0%
	精神面の安定	3	3.6%
	母子分離	3	3. 6%
	その他	3	3.6%
	総計	84	100.0%

※退所理由が複数ある場合は、主なもの1つを集計

# 工 在所年数

平成30年度(2018年度)~令和4年度(2022年度)の退所者84世帯の在所年数をみると、4年未満で退所した者が全体の58.4%となっている。



# オ 入所に至らなかった理由(複数回答)

区の相談窓口で、母子生活支援施設に関する相談があったもののうち、結果として「入所を希望しなかったケース」58件における希望しない理由について、「子どもの転校に抵抗感がある」の件数がもっとも多い。

#### 【図6 入所に至らなかった理由】

	- <del> </del>		
	理由	件数	
子どもの	転校に抵抗感がある	20	
集団生活	に抵抗感がある	13	
施設のル	ールに抵抗感がある	7	
ペットが	飼えない	2	
不明		1	
施設が古	()	0	
その他	希望する場所に施設がない	10	
	住む場所は決まっている	7	
	その他	9	
合計		69	

- ※令和5年(2023年)3月~8月に各区相談窓口での「母子生活支援施設」に関連する相談のうち、「入所希望なし」となったケースにおける希望しない理由を集計(複数回答あり)。
- ※「希望する場所に施設がない」の内容として、「職場や実家の近くを希望」がある。
- ※なお、期間中の施設に関する相談件数は104件で、うち「入所希望あり」が17件、「検討中」が28件、「入所希望なし」が58件、「不明」が1件となっている。

# 3 ひとり親家庭支援の状況

# (1) 母子生活支援施設以外の支援(一例)

ひとり親家庭支援については近年拡充が進んでおり、養育費に関する取決めをする際に係る経費の一部を補助する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業」を令和3年度(2021年度)から開始しているほか、就職に有利な資格取得を支援する「高等職業訓練促進給付金」の利用条件の緩和などが行われている。

名称	事業等の概要
ひとり親家庭等日常生活支援事	急な残業や疾病により一時的に生活援助が必要な場合、生活環
業	境の激変により日常生活に大きな支障が生じた場合等に、家庭
	生活支援員を派遣して家事等の支援を行う。
市営住宅の供給における抽選倍	市営住宅の募集時に、ひとり親、多子、多家族等の世帯の当選
率の優遇	確率を一般世帯よりも高めて優遇する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸	高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進す
住宅事業	るための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進
	める。
児童扶養手当	18歳になって最初の年度末が到達していない児童等を養育して
	いるひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)に手当を
	支給する(所得制限・公的年金との併給制限有り)。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業のための能力開発を目的として、一
	定の教育訓練講座を受ける場合に、受講費用の一部を支給す
	る。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得をするために養成
	機関を利用する場合に、その間の生活費を支給する。
ひとり親家庭等養育費確保支援	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保に向けた手続
事業	(裁判外紛争解決手続(ADR)による養育費の取決めに向けた
	協議、公正証書作成等)に関する費用の補助を行う。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭または両親のいない家庭の 20 歳未満の児童と、そ
	の児童を扶養している母または父を対象に医療費の助成を行う。

# (2) 札幌市におけるひとり親家庭の状況

令和4年度(2022年度)に実施した「札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査」では、ひとり親家庭における生活状況、雇用状況等について調査を行った。調査結果からは、5年前の調査と比較して正規雇用されている割合が上昇しているなど雇用状況の好転が見られたものの、将来に不安を抱えている家庭の割合が高いなど、ひとり親家庭の厳しい生活が明らかになっている。

## 【令和4年度札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査 (一部抜粋)】

# 調査対象世帯

札幌市内に居住するひとり親家庭等から無作為に抽出した3320世帯(うち母子家庭は2,500世帯)を対象に実施。母子家庭からは1,001人から回答あり。

#### ①今後の生活に不安を感じる人の割合(母子家庭)

「今後の生活(家計や子育て等)に不安を感じているか」の質問に対して、「不安を感じている」・「どちらかといえば感じている」と答えた割合は89.2%と高い状況である。

「感じている」「どちらかと いえば感じている」の合計	「感じていない」「どちらかと いえば感じていない」の合計	どちらともいえない
89. 2%	5. 0%	5. 3%

#### ②過去一か月のこころの状態 (母子家庭)

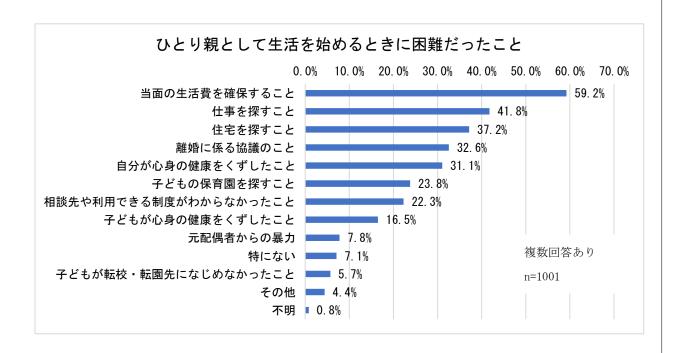
過去1か月間の心の状態を点数階級別(6つの質問について、5段階(0~4点)で点数化して合計したもの※)の結果について、2019年国民生活基礎調査の全体の結果と比較すると、母子家庭では精神的な問題が重い可能性があるとされる点数が高い傾向にある。

	0~4点	5~9点	10~14 点	15 点以上	不明
母子家庭	34.8%	28.9%	20. 5%	15. 6%	0.3%
【 <b>参考</b> 】 国民生活基礎調査	68.3%	17. 3%	7. 1%	2. 5%	4.8%

※「神経過敏に感じましたか」、「絶望的だと感じましたか」、「そわそわ、落ち着かなく感じましたか」 「気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じましたか」、「何をするのも骨折りだと 感じましたか」、「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問に対して、「いつも」~「まったくない」で頻度を点数化

# ③ひとり親としての生活を始めるときに困難だったこと(母子家庭)

「ひとり親家庭での生活を始める前後で対応が難しかったこと、困ったこと」という質問に対して、「当面の生活費を確保すること」(59.2%)、「仕事を探すこと」(41.8%)に次いで、「住宅を探すこと」(37.2%)と答えた割合が高くなっている。



# ④母子生活支援施設の認知度(母子家庭)

母子生活支援施設の認知度について、半数以上の人が「知らない」と回答している。

利用あり	利用はないが知っている	知らない
1.6%	37. 2%	55. 6%

※上記には「無回答」を含んでいないため、合計が100%にならない。

#### (3) 関係機関からのヒアリング

母子生活支援施設の今後の方向性を検討するにあたり、①区役所やひとり親家庭支援センター相談員、女性支援団体等の支援機関、②市内母子生活支援施設及び③妊娠相談実施団体から以下のとおりヒアリングを行った。

## 【①支援機関】

# 相談の結果入所に至らない場合、どんな理由があるか

- ○子の転園・転校が伴うために断念。
- ○本人が集団生活を望まない。
- ○相談者の子が中学生、高校生で入所を拒む。
- ○門限など、集団生活をするうえでのルールへの拒否感。
- ○コロナでますます集団生活は避けられる。生活するうえで安心できない。
- ○施設・設備の古さ。

#### 施設に求めること(相談員の視点から)

- ○プライベートの確保。
- ○施設のセキュリティがしっかりしていること。
- ○衛生環境(風呂やトイレ)が整っていること。
- ○家電が最初からそろっているなど、入居時の経済的な負担が少ないこと。
- ○住んでいる地域にあること。
- ○就職を考えている人には交通の便の良さは重要。
- ○子どもの転校・転園が伴わないところ。
- ○病児保育も含め子供の保育等が充実していること。
- ○手厚い相談体制など、母に対するケアが充実していること。
- ○妊娠中の受け入れ。特定妊婦は支援制度の狭間的な存在であるため施設での支援は 必要ではないか。
- ○若年女子の中にも特定妊婦はいる。実家ではなく特定の男性宅に身を寄せていて、 追い出されるケースもあり、こういった人に対しては母子生活支援施設で支援でき るとよい。産む前から支援することが重要ではないか。
- ○門限がないこと(夜の仕事をしている人もいる)。
- ○DV 被害者対応として、すぐに入ることができる施設。
- ○DV 支援について、メンタルへのケアは 100%必要。
- ○事前に施設で対応可能な支援を明らかにしておく必要あり。
- ○ワンストップ支援(就労、貧困、自立、精神科受診、産婦人科受診同行支援)。
- ○入所規則の緩和(外出制限など)。規則が嫌で入所を拒む方が多い。相談者が抱える 問題の深刻度によって利用できる場所が変わる仕組みがあってもよい。
- ○入所者と長く関わることで信頼関係を築き、また、施設には関係機関と連携して必要とする支援につなげるための基盤となってほしい。

#### 【②母子生活支援施設】

#### 施設における課題

- ○様々な困難を抱えた入所者への支援をどのように行っていくか。経済的問題、子育 ての問題、心身の問題などの複数の困難を抱えた母子への支援が求められる。これ までの経験が通用しないケースもある。
- ○入所者が求める支援内容と施設側が提供可能な支援との間にギャップが存在している。 入所してからこんなはずではなかったと言われる場合がある。
- ○施設職員の定着とスキルアップ。
- ○OJTや各種研修への参加は行っているが、人材育成に関する方針については未整備。

## 施設として今後取り組みたいこと

- ○特定妊婦支援、24 時間対応、心理療法担当職員の配置等、新たな機能強化の検討。
- ○DV 被害者支援に関するこれまでの取り組みの充実。
- ○機能強化とあわせたハード面での整備。

#### 【③妊娠相談実施団体】

## 入所型支援について

- ○札幌市内には入所型の支援を行っている場所がほとんどないため、そうした施設の 整備が必要ではないか。
- ○一時的な居場所だけでもあった方がよい。 一時的な居場所があれば第三者の係わり の中で本人も気持ちを落ち着けることができる。
- 相談者は経済的な問題を抱えている人が多いので、本人負担がない施設があったら よい。
- 特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけではなく、就 労支援もあわせて行えるとよい。
- メンタル不調を訴える方は多いと思う。以前と比べて精神科受診のハードルが下がったことも要因だと思うが、精神面でのフォローが必要な人は多い。

## (4) 政令市における支援機能の状況

令和4年(2022年)9月に政令市19都市に母子生活支援施設で導入している「機能」について照会を行った。令和元年度調査と比べ定員世帯数は減少しているものの、24時間体制としている施設が増加しているほか、新たに産前・産後母子支援事業※による妊婦の受入を行っている施設が2施設あるなど、支援機能の強化が図られている。

【図7 政令市における設置状況】

項目	令和元年	令和4年	備考
施設数	54 施設	55 施設	1都市で小規模施設(定員5~10
定員世帯数	1,373 世帯	1,340 世帯	世帯)を設置したため1増となっているが、全体の定員数は減少
24 時間体制	24 施設	30 施設	1施設導入をやめている一方で(1 施設)、7施設で新たに導入される などし、全体としては増加
ショートステイ	12 施設	13 施設	
トワイライトステイ	5 施設	9 施設	
心理療法担当職員を配 置	-	39 施設	R4 年のみ調査。うち 24 施設では常 勤の職員が配置。札幌では 1 施設で 非常勤職員を配置
産前・産後母子支援事 業による妊婦の受入	0 施設	2 施設	
各都市独自の妊婦受入 事業	_	5都市	R4年のみ調査。このほか、一時保護事業で妊婦も受け入れ可としている都市あり。

#### ※産前·産後母子支援事業

国の「乳児院等多機能化推進事業実施要綱」に規定される事業で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦などの「特定妊婦」への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供することを目的とした事業。

# 4 母子生活支援施設の目指すべき方向性

札幌市における支援が必要な母子家庭等の状況や各母子生活支援施設の状況及び令和5年度に発足したこども家庭庁におけるひとり親家庭支援の方向性を踏まえ、今後の課題及び目指すべき方向性を以下の通り整理する。

# (1) 主な課題

- ①多様化するニーズへの対応
  - ○経済的な困窮や、心身の不調、DV被害など、各家庭が抱える様々な困難さへの支援が 必要である一方で、プライベートの重視、集団生活への拒否感など、施設入所を望まな い母子家庭もおり、施設の入所者は全体としては減少傾向にある。
  - ○ひとり親家庭支援施策については、自立支援給付金事業をはじめ近年拡充傾向であり、 利用できる支援の選択の幅は広がっている。
  - ○こども家庭庁による「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等~こども大綱の策定に向けて~(中間整理)」(令和5年9月29日こども家庭審議会)では、ひとり親家庭支援として「ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む」と整理されており、各家庭の個別事情に応じた支援を行うことができる母子生活支援施設は引き続き重要。
  - ○インターネット等で「母子生活支援施設」に関する情報が入手できる状況ではあるが、 実際に市内各施設が提供できる支援内容と、利用者が当初期待していた支援の内容と が合わない場合があり、結果として環境が合わず退所となっている場合がある。施設の 支援内容を利用者が事前に理解できるような手法を検討する必要がある。
  - ○令和4年(2022年)に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」※に関する対応など、他法令等の検討状況も踏まえつつ、母子生活支援施設と区役所やひとり親家庭支援センター等他の支援機関との連携の更なる強化が必要である。
- ※「女性の福祉」、「人権の尊重や養護」、「男女平等」といった視点を明確に規定し、これまでの売春 防止法から脱却し、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務について定めた法 律。令和6年(2024年)4月1日施行。

#### ②施設の機能強化

- ○平成30年(2018年)、令和5年(2023年)とこれまで施設の改築を進めてきたが、引き続き老朽化が進む施設に対する対応を検討していく必要がある。
- ○また、老朽化対応を検討するにあたっては、これまで札幌市では実施していない初妊婦 支援や、職員による 24 時間対応などの機能強化の方向性についてもあわせて検討を行 う。なおその際には施設設備と運営体制の両面での検討が必要である。
- ○既存の機能についての強化(DV支援の強化など)についても検討する。
- ○さらに、こうした機能強化を図るにあたっては、それを支える職員の存在が不可欠である。 多岐にわたる支援を担う人材の確保・育成が必要である。

## ③持続可能な施設運営

- ○民間4施設の運営の安定化を図るためには施設の機能強化を踏まえ、今後の札幌市に おける利用状況に応じた適正規模について検討が必要である。
- ○機能強化や施設の改築等を行う際には、国の補助事業等を活用して取り組んでいく必要がある。
- ○各施設には、設備や地理的条件に違いがあることを踏まえ、各施設の状況に応じた支援 体制の構築を図っていく。

# (2) 今後の方向性

#### ①事業の認知度向上

母子一体で支援を受けることができる施設の特長等を様々な困難を抱える母子家庭に効果的に周知するとともに、関係機関に対しても施設の特長を理解してもらう取組を行い、 各機関の更なる連携強化を図っていく。

#### ②機能強化を見据えた施設・設備更新

築年数が古くなっている施設の改築等の施設・設備更新や、妊婦支援や職員による 24 時間対応などの新たな機能について、各施設がそれぞれの状況を踏まえながら機能強化について検討を行っていく。

# ③支援を支える人材の確保・育成

支援を担う施設職員の確保・育成を行う。キャリアパスの仕組みの検討など、職員の専門性を高める取組を検討する。

#### ④持続可能な運営の確保

札幌市しらぎく荘休止後の札幌市全体における規模(定員数)については、機能強化に伴 う利用希望の変化を注視しながら、札幌市における適正な規模を確保し、また、各施設に おける運営の安定化を目指していく。

# 5 支援体制の構築に向けた取組

札幌市では、まちづくりの基本的な指針として、令和4年度に「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定している。その中で、まちづくりの基本目標の一つとして「安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまち」を掲げており、社会全体が、妊娠期を含めて子どもと子育てを支えていくこととしている。

母子生活支援施設が母子家庭の自立を支援する拠点の一つとして、「子育てに優しいまち」の実現に寄与していくためには、施設の安定的かつ持続的な支援体制の構築が不可欠である。このために、施設のソフト面・ハード面それぞれにおいて支援の充実に向けて取り組んでいく。 検討を進めるにあたっては、各母子生活支援施設の運営体制や外部環境を踏まえながら進めるものとし、各施設の特長を生かした整備について検討していく。

#### ①ソフト事業に関する取組

- ○区役所等に来庁した相談者に対して各母子生活支援施設概要をわかりやすく紹介すると ともに、関係機関の職員に対しても施設の役割や機能等についての理解を深めることで、 一層の連携の強化を図る。
- ○母子生活支援施設職員への研修等の実施について、これまで実施している研修を継続する とともに、職員の経験に応じたそれぞれの専門性を向上させるための取組について検討す る。
- ○「自立支援担当職員」※や「心理療法担当職員」、「夜間の宿直職員」など国で配置が認められている職員を配置し入所家庭に対する支援強化ついて検討を行う。
  - ※施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員で、社会福祉士若 しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事 した者等の資格要件がある。
- ○母子生活支援施設が持つ設備や機能を活用し、出産前後において困難を抱える妊婦への支援の実施に向けた検討を行う。実施に当たっては、妊娠相談実施団体等との連携をこれまで以上に密に行い、各機関の特長が十分に発揮できる支援体制について検討していく。

#### ②ハード事業に関する取組

- ○「第2次まちづくり戦略ビジョン」の中期実施計画である「アクションプラン 2023」(計画期間令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027年度))において、老朽化が進む施設の改築について検討を行うこととし、また、上記各種ソフト事業における機能強化を実施するうえで必要な設備等の改修を推進していく。
- ○令和5年度をもって休止することとしている札幌市しらぎく荘について、施設設備の状況等を鑑みると現在の施設で今後も支援を継続することは困難であることから、休止後については廃止に向けた検討を進めることとする。

#### ③取組の実施時期

「アクションプラン 2023」の計画期間(令和5年度(2023年度)~令和9年度(2027))

# 6 資料 母子生活支援施設の在り方検討に係るヒアリングの実施【結果報告】

# (1) ヒアリングの目的

現在の母子家庭からの相談内容や対応状況、また、母子生活支援施設に関連する相談内容 等について実際に寄せられている内容を把握し、母子家庭支援におけるニーズ等を明らかに する。

# (2) 対象と実施方法

#### ア対象

①市内の母子生活支援施設、②各区の母子・婦人相談員(母子生活支援施設所在区)、③ ひとり親家庭支援センター、④区の保健師、⑤女性等支援団体(DV被害者支援団体、妊 娠相談実施団体)

#### イ 実施方法

対面による直接聞き取り

# ウ 実施時期

令和4年6月から実施。

## (3) ヒアリング項目

ヒアリング内容は対象ごとに多少異なるが、主に以下の点について確認を行った。

- ○相談の内容について (どんな問題を抱えているか)
- ○数年の変化
- ○支援が難しいと感じる場面
- ○支援を行う際の連携先
- ○母子生活支援施設への入所時に求めること
- ○入所に至らなかったケース
- ○必要とされる機能

# (4) ヒアリング内容(まとめ)

質問	回答概要
相談の内容につい	【DV 相談】
て(どんな問題を	○住基の支援措置の依頼
抱えているか)	○シェルターの利用について。退所後の対応が課題。
	○離婚後の住居が定まらない。
	○DV により、今住んでいる場所から離れるべきなのに、経済的理由から離
	れることができないケースがある。
	【未婚妊婦】
	○母子手帳交付の際に、母子保健担当から引き継がれてくるケースが多い。
	○すすきののある中央区にリスクのある妊婦が多く、精神不安やDVなどの
	問題を抱えている人も多い。
	○キャバクラ等の社宅を退居せざるを得なくなり、定まった居所がない妊婦
	がおり、手当などの支援につなげることが難しいケースがある。

○男女の問題に関する相談も多く、未婚の妊娠に関する相談も多い。

#### 【経済的問題】

- (福祉資金貸付)貸付に関する相談があった場合には、今は社協の貸付を 案内することが多い。生活資金が不足している人は慢性的に資金がない。
- ○経済的不安から精神不安につながるケースが多い。
- ○相談に来る人は非正規雇用の人が多い印象。子育てのために仕事をセーブ しており、収入が減ってしまう。実家を頼ったり近隣で子どもを預けたり することができていない。
- ○妊娠相談で経済的な問題に関する相談が多い。夫が働けない、パートナーが認知をしてくれず、自分も仕事をやめなければならず生活が成り立たなくなったなどの相談がある。
- ○特定妊婦の中には、出産を機に職を失った人もいる。生活の支援だけでは なく、就労支援もあわせて行えるとよい。

#### 【精神的問題】

- ○件数が増えている印象。
- ○ひとり親になり本人が子育ての大変さでメンタルが弱ってしまっている。
- ○妊娠相談においてメンタル不調を訴える方は多いと思う。精神面でのフォローが必要な人は多い。

#### 【離婚相談】

- ○保健師からつながってくることも多い。相談者の年齢は幅広い。
- ○相談者は離婚後に住む家がない場合が多い。専業主婦の相談者の年齢は4 0~50代が多い印象。

#### 【子育ての問題】

○子どもの発達、子育て、親子関係の問題に関する相談が多い。小学生以上 の引きこもりの相談もある。

#### 【その他】

- ○若い人の相談は区により状況が異なる(区によってはあまり件数がない)。
- ○複数の問題を抱えている家庭が多い。相談者の母親が持つバックグラウンドを聞くと、相談者の母親が問題を抱えているケースも多い。
- ○コミュニケーションをとることが苦手な人が増えている印象。
- ○地方からの相談もくる場合がある。小さな町だと相談していることが他人 にもわかってしまう恐れがある。

# ここ数年の変化 (一部ここ数年の 変化のカテゴリに 該当しない回答も 含まれる)

#### 【DV 相談】

- ○他都市からの避難に関する相談が多い。
- ○コロナ禍で夫の目が気になって相談に来ることができないケースもある。 夫がずっと家にいることでストレスになり、高齢者の DV も増えている。
- ○コロナ禍による DV や家庭内不和が多くなった印象。ステイホームの影響が見受けられる。

#### 【経済的問題】

○最初から生活保護を希望する人が増えている印象。保護課への同行を求め

られることもある。

- ○コロナの影響で収入減った人が多く、金銭的支援の相談が増えた。そういった人の多くは社協の貸付は受けていて、もっとないかと言われる。急に生活の質を変えるのは難しい。
- ○コロナで先が見えないなか、仕事がなくなることなどに対する不安を抱えている人が増えた。経済的な不安を抱えている人が増えた印象。
- ○経済的な相談で、家賃が大変という声。家賃支援に関する相談が多い。札 母連の貸付を紹介するが、貸付には結びつかない。
- ○お金はもらえるものはしっかりもらいたいという考えが増えている。
- ○コロナで収入が減り、経済的な困窮を訴える人が増えた。
- ○経済的な困窮について、自営業、飲食店関係の人が多い。自営業者への貸付が多かった印象。
- ○コロナの影響により養育費の支払いも滞っている。この場合に、裁判所に 訴える手もあるがひとり親の場合は時間がなくそこまで手が回らない。

#### 【精神的問題】

- ○ただ話を聞いてほしい人が多くなった。相談件数も増えているのでは。
- ○コロナの影響で社会的に閉塞感が増しているためか、精神的に不安定な人 が増えている印象。

#### 【離婚問題】

- ○お金がないので離婚できない、(配偶者の暴力から)避難できない人がいる。また、避難したいが子どもの転園・転校が絡むと断る人もいる。
- ○離婚相談の中で、虐待が判明することもある。
- ○相談者自身が虐待がある環境で育っている場合、他の環境を知らず、自分 の子にもしてしまう場合がある。

#### 【子育ての問題】

○高齢女性からの相談も増えた。祖母が孫の面倒を見ていて、無理が生じて くるケースなど。

#### 【その他】

- ○一方で、コロナや大きな災害の時には、自立する自信がないためか、逆に 相談に来なくなる人もいる。
- ○自分でネットで調べてから連絡をしてくる人が増えた。
- ○コロナが直接の原因になってメンタル不調が増えているとは限らない。コロナによって問題が顕在化した側面もあるのではないか。
- ○各人の抱える問題の深刻さが増している。そのため対応するスタッフの負担が増加している。

# 支援が難しいと感じる場面

- ○何を提供しても相談者が拒む場合。シェルター入所を促すも、携帯電話の 利用制限や禁煙、外出制限があると入所を拒むケースが多い。身の安全と 携帯電話とどちらが大切かと説得しても理解が得られない。今の人は携帯 がないと何もできない。
- ○相談者は支援を必要していないが、とにかく話を聞いてほしいというケース。話が数時間になることもある。